
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	半沢美智子	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	相原光男	君
公共工事検査監	桑島康明	君
税収納対策監	奥山秀一	君
災害復興対策監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則	君
教育総務課長	伊藤良昭	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主幹	太田健博

議事日程（第2号）

平成26年12月9日（火曜日） 午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 吉田和夫 議員
 - (2) 平間幸弘 議員
 - (3) 佐々木 守 議員
 - (4) 桜場政行 議員
 - (5) 秋本好則 議員
 - (6) 安部俊三 議員
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

3番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔3番 吉田和夫君 登壇〕

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。

大綱2問、ご質問いたします。

1、特定検診にオプションでリスク検診（ピロリ菌）の導入を。

昨年12月会議において、胃がん検診の受診率アップと今回のリスク検診を提案いたしました。リスク検診とは、胃の中にピロリ菌がいるかどうかと、胃の萎縮があるかどうかを調べる血液検査です。既にドック検診や各種検診のオプションとして導入されており、各市町村議会でも導入を視野に入れて一般質問がされております。各種がん検診の早期発見のためにも、また、各種健診の受診勧奨のためにも、少ない予算で健康のまち柴田から導入の発信をしたいと提案するものです。

そこで、伺います。

- 1) 健康まつりでリスク検診が実施されましたが、町民の反応は。
- 2) 受診勧奨（コール・リコール事業）で特定健診の受診率はどれくらいアップしたのでしょうか。
- 3) リスク検診を加えることにより、少ない予算で最大の受診勧奨の効果を発揮できるのでは。

大綱2問目。太陽の村のトイレ整備を。

観光のまち柴田。柴田町観光戦略プランによると、平成27年の太陽の村の目標観光入込客数は5万人を設定されております。着々と整備も計画され、ふわふわドームの設置も検討されており、年々利用客がふえております。

しかし、観光地とはいえ、太陽の村の施設管理棟は月曜日休館となっているため、月曜日にたまたま訪れた観光客は景色を探訪し感嘆したのはいいのですが、トイレが見当たらず急いで下山したということでした。船岡城址公園山頂に、（仮称）里山ガーデンハウスの建設が決まりましたが、太陽の村にも管理棟が休館のときに利用できるよう、トイレの整備を提案いたします。

そこで、伺います。

- 1) 第四駐車場のトイレの管理は。
- 2) トイレなどの防犯対策は。
- 3) 第四駐車場と管理棟横にある看板にはトイレの表示がありませんが、トイレの場所を表示してはどうか。
- 4) 研修棟裏のトイレの整備は。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員、大綱2点ございました。

まず、特定健診関係でございます。3点ございます。

10月11日に開催しました「しばた健康まつり2014」には、435人の参加がありました。その中で、宮城県対がん協会の協力により胃がんリスク分類の正しい知識の普及や、がん検診の受診促進を目的として対がん協会の専門医による「胃がんリスクについて」の講演や、パイロット的に胃がんリスク検査を実施し、40歳から69歳の方81人が検査を受け、そのうち36の方がピロリ菌陽性という結果となっております。今回の結果では、すぐに精密検査や治療に結びつ

く方はおりませんでした。ピロリ菌陽性者36人のうち2人がピロリ菌除菌の希望があり、対がん協会でピロリ菌除菌の対応をしております。

2点目。柴田町国保の被保険者を対象とした特定健康診査の受診状況につきましては、健診が開始された平成20年度の対象者が6,421人、受診者は2,974人で、受診率は46.3%でしたが、平成25年度は対象者が6,797人、受診者は2,414人で、速報値での受診率は35.5%となっております。第2期特定健康診査等実施計画により、平成25年度から受診率を向上させるための新たな取り組みとして、国の基準項目のほかに血清クレアチニンと尿酸の健診項目を追加し、腎機能検査の充実を図っております。また、初めて特定健康診査対象となる40歳の方への受診勧奨として、健診の必要性等について健診案内を送付しております。未受診者への受診勧奨としては、40歳代・50歳代の未受診者の方に対し、再受診勧奨の通知を送付しております。

なお、今年度の受診率については推定値となりますが、対象者が6,898人、受診者は2,435人で、受診率は35.3%の見込みであり、受診率は横ばいになると考えております。今後、先進自治体の取り組み事例を参考にしながら、未受診者を受診行動につなげる効果的な個別再受診勧奨、リコールなどを行い、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

3点目。リスク検査は胃がんそのものを発見するための検診ではなく、胃がん発生のリスクを分類し、結果によっては内視鏡検査等を受けていただくものとなっております。検査については、全国でも実施する自治体が少しずつふえてきており、胃がんにかかるリスクを判断するための有効な手段の一つであることは承知しておりますが、国がガイドラインとして示す胃がん検診は「胃エックス線検査」のみとなっております。町でリスク検査を実施する際は、胃がん検診とリスク検査をあわせて実施することが受診行動につながり、結果として胃がんの早期発見・早期治療に結びつくと考えております。

しかし、リスク検査を実施するためには、特に医療機関や検診委託機関の理解と協力が不可欠であり、実施に当たっては診断の精度や事後管理、除菌治療に対する医療機関の受け入れなどの体制整備に十分な調整、協議が必要となります。今後、先進自治体の実施状況等を調査・研究し、リスク検査の導入に向けて検討してまいります。

大綱2点目、太陽の村のトイレでございます。

1点目。太陽の村の管理につきましては、施設全体の管理を一体的に指定管理者により柴田町観光物産協会に委託しております。第四駐車場にあるトイレにつきましては、毎日の巡回と1週間に1回程度の清掃を行っており、24時間開放で常時使用が可能な状況です。ただし、12月から3月までは凍結の恐れがあるため、閉鎖しております。

2点目。毎日、観光物産協会の職員が通勤時に巡回し、確認をしています。また、不定期ではありますが、週に数回、警察のパトロールも行われています。

3点目。第四駐車場と総合交流ターミナルの横に施設の案内板を設置していますが、吉田議員ご指摘のとおりトイレの表示がございません。簡易な表示にはなりますが、すぐに対応させていただきます。また、第四駐車場のトイレは、入口に男女の区別表示はありますがトイレ表示の看板はありませんので、こちらも簡易な表示にはなりますが、すぐに対応させていただきます。

4点目。旧館脇の研修棟裏のトイレについては、水洗トイレであり、清掃等の管理も行い、現在も使用いただいています。しかし、昭和52年に柴田町太陽の村が開村した当時の施設であり、施設・設備ともに老朽化している状況ですので、時期を見て解体する方向で検討していましたが、ウォーキング利用者もいることから、引き続き現状を維持し、施設管理を行ってまいります。また、わかりやすくトイレが利用できるよう、トイレの看板表示も行ってまいります。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 吉田和夫君、再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） この健康まつりでリスク検診導入していただいて、私の友人・知人にもお話ししたら、すぐに五、六名集まって非常に関心を得たんですけれども。なぜリスク検診を導入したのか、そのいきさつを知りたいと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） リスク検査を今回その健康まつりに導入した要因ですけれども、年々関心が高まっておるところです。それで、今回は対がん協会のほうに協力をいただきまして、先ほど町長がお話し申し上げましたとおりパイロット的に実施させていただきました。自身の胃の健康度を確かめようというようなことで、今回40歳から69歳まで81人の方の申し込みがあったところです。内訳的には、40代が7人、50代が22人、60代が49人、70代が3人というような状況となっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 関心があったから、このリスク検診を導入したんだと思いますし、先ほど町長が言われたいわゆる「C」の人、ピロリ菌がいて胃の萎縮もあるという人が36名いるということでしたけれども、この36名のうち先ほど2名除菌をとということで、その残りの人たちの指導はどうかされるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それぞれ、リスク検査のほうは「A」から「D」までの4段階というようなことで胃のリスクを判定するわけですが、今回受診いただいた81名の方のうち、先ほど町長がお話し申し上げたとおり「B群」が18人、「C群」が18人という状況でした。それでこの81人の方に、それぞれ対がん協会のほうから通知を差し上げております。それで、今回精密検査、治療等に結びつく方はいなかったわけですが、来年度の胃がん検診の受診勧奨、それから胃エックス線の画像と組み合わせて総合的に判定させていただきますというようなことで、対がん協会のほうからはそういった通知のほうを差し上げているところです。

なお、お二人の方から、先ほど町長がお答え申し上げましたとおり、ピロリ菌の除菌の希望があったという内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 先ほど2人除菌を希望なされたということでしたけれども、その2人はバリウムを飲んだ胃の検診なんかを以前なされた方なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 大変申しわけありません。そこまで、ちょっと確認はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 国の方針だとすれば、バリウムを飲んでいただいて、それでリスク検診があつてという、そして胃カメラを飲むというような、何かマニュアル的にはあるんですけれども、非常に胃がんなんかは受診率低いと思うんですけれども、私も県のほうに一応確認はしているんですけれども、バリウムを飲めない人、あるいはアレルギーがあつて飲めなかったような人に、ピロリ菌の胃の検査を代用でやって受診率に加えることができるかどうか、課長ご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 胃がんを含めた各種のがん検診につきましては、国のほうで策定している指針があります。「がん検診受診のための指針」というようなことがあるわけですが、それでその指針に基づきまして町のほうで集団検診で実施をしております。その中で、胃がん検診は検診項目は胃部のエックス線検査というようなことで、バリウム検査のみとされております。したがって、それ以外のピロリ菌検査であつたり内視鏡検査については、受診者数、受診率、そういったものには含めないというような状況になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 県の健康対策課のほうにも私もお話ししたんですけれども、バリウムを飲まないと受診率には加算されないということでした。「どこかそういうようなところ、県内にありませんか」と県のほうに問い合わせをしたら、非常に注視しています、この導入については注視していますと。「どこか参考になるようなところないですか」と聞いたところ、山形県の酒田市の事例を紹介していただきました。これは、私もずっとこういう検診業務に携わって、多分このような格好で進むのかと思うんですけれども、いわゆる今課長が言ったとおり、バリウムを飲むと同時に血液を検査して精密検査をやるというような方法で、酒田市では無料で予算的には何か700万円くらいの予算を組んでやられているようなんですけれども、これご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 大変申しわけありません。ご紹介ありがとうございました。ちょっと酒田市ですか、その事例はちょっと存じ上げておりませんでした。ありがとうございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 先ほど町長の答弁でも、「先進事例を参考にしながら、導入に向けて検討する」ということでおっしゃっていただきましたので、ぜひ導入に向けていろいろな事例を参考にしながら、たくさん出ていました。インターネットから取ると、もう分厚いくらいで、もう取るのやめたぐらい入っておりましたので。

例えば大阪では、中学校2年生を限定にして除菌活動をやっているところもあります。大阪の高槻市です。これは、呼気検査でこのピロリ菌を検知して、そして投薬による治療。陽性者については除菌までやって、もう1回検査して、また出れば2回目の除菌をやるとかという三次検診までやって、中学校からピロリ菌をなくするという取り組みをなされているところもあります。

また、神奈川県綾瀬市なんかでは、40歳から65歳まで5歳刻みでやるとか、無料であるとか、あるいは5歳刻みで500円ずつ負担してもらおうとかと、たくさんいろいろな方法はあると思うんですけれども、宮城県では利府町で一般質問なされていて検討されて、間もなく導入するんじゃないかと。亘理町でもやっていますし、白石市でもやっています。蔵王町でもやっています。もうすぐその辺から、導入の話も出てくるんじゃないかと思います。それぐらい、住民に対しても期待もありますし、そういう市場もあると思うんですけれども、課長、どうです

か。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 今ご紹介いただきましたとおり、全国で徐々にではありますけれども、リスク検査のほうの導入がされておるところです。ただ、先ほど町長も答弁申し上げましたとおり、昨年会議のほうでいろいろご提案いただきまして、それ以降町内の医療機関、それから検診委託機関のほうと調整をさせていただきました。ただ、その導入に当たっては、やっぱりいろいろ課題が多いわけです。ハードルもありまして、一番はリスク検査がいわゆるガイドラインのほうの推奨されているものではないということです。それからあと検診後のフォローの体制、それから住民へのリスク検診等の周知方法、そういったものがまだまだ不十分じゃないかというふうなことで、今実は医療機関のほうと詰めに入っているような状況でございますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） このところでは、最後に山形県の酒田市、私も電話したんですけれども、課長の言うとおりの受入体制の医療機関との話し合いもきちんとやっぴりなされていたようですので、町長の答弁のとおり私も捉えていいんでしょうか。「先進事例を参考にしながら、導入に向けて検討する」。これは課長、いいんでしょうか。確認です。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 繰り返しですけれども、今お話し申し上げたとおりいろいろ先進自治体の事例などを研究しながら、なお医療機関のほうと調整をして、しっかり導入に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 次の受診勧奨についても、このリスク検診が入ってくるんですけれども、私はこのタイトルにあったとおり血液検査ですので、身長・体重等はかりながら血液取るときに、一緒に取れば痛い目を二度することなく、すぐにできるのかと。これに、町の補助を幾らでもやれば、受診勧奨にもつながるかということで計画をしたわけなんですけれども、この受診勧奨については何回も聞くんですけれども、健診終わりました。じゃあ、あとどういう受診勧奨をなされているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） ことしの胃がんの状況からお知らせしますと、胃がん検診のほうは4月から5月で13日間だったと思うんですが、実施しました。ただ、未受診者のほうが

2,689人ほどおりました。それで、ことし初めてだったんですが、7月にその方々について再受診勧奨、リコールをかけました。そのところ、2日間で311の方が受診をしていただいたというようなことなものですから、これにつきましても次年度以降、引き続きリコール事業として実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） リコールだけでも、一声かければ311名もう一回受診される方がおられますし、この場合は「何月何日ありますよ」というご案内だけでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） そうです。内容的には、そういった内容になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） いろいろなこれからの予算とかもそうなんでしょうけれども、前回もお示ししました、きちんと受診勧奨して受診率を上げれば、病気はある程度克服はできます。例えば大崎市では4,000人くらいの未受診者いたんですけれども、案内のみだと、いわゆる、柴田町と同じです。案内だけ「何月何日、もう1回ありますよ。受けてくださいよ」と出すと、2.5%くらいアップするそうです。仙台市では、これは人数も違いますけれども、約3万人くらいの未受診者に対して案内状と、これは個別に、例えば一家で3人が未受診者だったら、3枚個別にやると12%アップしたという事例もあります。東松島市では案内と、それから個別に案内と、それからひよつとしたらもう受診票もなくなっているんでないかということで、再受診表も発行したら、18.9%アップしたと。これ、対がん協会のホームページから取ったわけですけども、これ参考になると思うんですけども、どうですか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） そうですね、ありがとうございます。いろいろリコールの方法はあろうかと思えます。ただ、先ほど胃がん検診のほうのお話を申し上げましたけれども、実は胃がん検診のほうも受診者が、平成25年度が3,065人でした。26年度が3,336人ということで、リコールをかけた結果2.3%ほど伸びている状況ですので、効率的などうか効果のあるリコールを、今後とも再受診勧奨をかけていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 例えば、胃がんですとまだ25%くらいで、多分当面は40%くらいの目標設定だと思うんですけども、後期基本計画の27年、来年、再来年、こういう格好での受診勧奨をきちんとしておけば、数%ずつでも上がってくると思います。それが引いては早期発見に

つながると思いますので、2回設定すればはがき代なりあるいは郵便代なり、きちんと予算を取って効果のあるコール・リコールを推進していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） その辺、毎年毎年度の検診の結果、いろいろ反省を踏まえて効果的なリコール、再受診勧奨に勤めていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 3番目の少ない予算で最大の受診効果、いわゆる受診勧奨です。今言った例えば導入に向けて検討するという事で、いろいろやり方の方法はあるんですけども、例えば来年、再来年、ピロリ菌関心あるようですので、「やりますよ」というだけでもいろいろな各種検診のところでも受診勧奨をしながら、アピールはできる。そしてまた、検診に関心を持って受診もするんじゃないかと思われるんですが、どうでしょう。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 多分次年度、27年度実施というようなことの質問ですが、実は27年度につきましては胃がん検診とか4月から始まるというような状況でございますので、27年度のリスク検査の実施は難しいと考えております。ですから先ほどお話し申し上げましたとおり、28年度以降の導入に向けて、27年度いっぱい町内の先生方であったりと協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） まだ予算化もしていませんので、当然26年度は無理だと思うんですけども、「やるよ」となれば27年以降になると思うんですけども、そうすると1年半かけて受診勧奨も、がん検診であれ特定健診であれ乳がん検診であれ、「今度こういう検診が導入されますよ」という、こういうアピールの仕方もあると思います。

町長も以前いろいろな会合なんかでも、このポイント制なんかでは随分いろいろな会合で言っていたいただいて、これぐらい広がりました。本当に少ない予算、たしか50万円くらいの予算だったと思いますけれども、今3,000人くらいの賛同者というか、ポイント制に賛同する方がいるように、これから導入に向けて1年半くらいはいろいろ受診勧奨できるわけですので、きちんと検討していただきたいと思います。

そしてまた、少ない予算でということ、私もシミュレーションですけども、参考にだけしていただければいいかと。例えば、40歳から74歳で1万7,000人います。たしか特定健診の場合だと40%近くの受診率だと思うんですけども、そうすると7,114人が該当になります。

オプションという、例えばピロリ菌は3,000円の検診なんですけれども、希望があれば10%くらいが関心があるんじゃないかとする、711人。1,000円補助したとしても71万円で、この受診勧奨なりピロリ菌検査で健康というようなものもできると思います。あるいは、5歳刻みだったら5年間やらなきゃいけないんですけれども、十数万円くらいで5年間これを訴えることができる。

いろいろな方法があると思います。例えば槻木地区で2日間、船岡地区で2日間、この日だけやりますよという方法もあるだろうと思いますし、いろいろな町村でいろいろな形で導入をされております。バリウムを飲むだけが検診でありませんので、いろいろな検査で精度のある検診のあり方を設定していただきたいと思います。

次に、太陽の村のトイレの問題についてお伺いいたします。

この太陽の村のところでもいい返事が返ってきましたので、大変ありがたいと思うんですけれども、確認です。案内板は、どういう形であれ「トイレはここにありますよ」という設置をしてくれるというようなことなんですけれども、間違いありませんか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 2つの案内板、ご提案いただいておりますけれども、12月中に表示テープを張って、すぐ対応してまいりたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 先ほど答弁でも、12月から使用不可でいいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 第四駐車場と多目的研修室裏の外のトイレ2カ所あるわけなんですけれども、例年12月から3月の期間は凍結のため、トイレの使用を中止しているところがあります。これについては、今後検討なんですけれども、現在日常のウォーキングの利用者、里山ハイキングの利用者、それから27年度からフットパスが始まりますので、どちらか一方を使用できるような検討をちょっと始めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 私も11月24日だったんですけれども、月曜日に行ってみました。私も、いろいろな会合なんかでも「あの太陽の村の山頂に、月曜日にあそこの建物が閉鎖になった場合、トイレどうしますか」と聞いたら、女の方は「帰る」って言っていましたし、男性の方は「その辺でやってくる」というようなこともありましたし。山頂にあるということ自体、やっぱり知らない方がほとんどでした。私もそのトイレに行ってみたんですけれども、男女区別も

なかったんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今回ご指摘を受けて、それで気づいたところで大変申しわけないんですけれども、上の多目的研修室裏のトイレも表示がなかったんです。これについても表示させていただきますけれども、いずれフットパスでも町内太陽の村だけではなくて、トイレの課題が今回の議会でもお話しされていまして、そういう目で今後点検しながら、それぞれの場所のトイレを検討していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） フットパスのこの前の後期計画の中にも、16ページに書いてありました。「魅力的なルートの整備や景観づくり。事業としては、案内板、標識、駐車場やトイレ、きちんとしていきます」というふうにしてありました。私も管理棟脇というんですか、宿泊施設の裏のほうなんですけれども、本当に気づかれないところで、多分使用していないんじゃないかなというくらいのトイレです。小のトイレは水出ません。大のほうは、押してみたら出ました。女性のところは確認しなかったんですけれども、表の手洗いは水は出ました。でも、トイレを使った形跡は余りなかったです。近所のほうにいるような人たちは、「この辺トイレどこにありますかね」と言ったら、「わかりません」という話でした。だから、きちんとトイレの整備、あと先ほどきちんと案内板も設置してくれるということでしたけれども、冬期間の案内はどうなさるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 冬期間の使用禁止については、「冬期使用禁止」ということで「3月末まで閉鎖いたします」ということで、12月からトイレには張っている状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ぜひ見やすいような、少し大きめに設置していただきたいと思います。何か所かしていただきたいと思います。第四駐車場の前には、トイレの前に大きな看板はあって、そこはわかると思うんですけれども、管理棟の横のところには「ここにトイレありますよ」、あるいは「冬期間閉鎖になります」というのをきちんと明記していただきたいと思いたすし、ウォーキングをしている方もおられました。ちょうど月曜日だったので、これは休日だったので、五、六人以上の方がウォーキングをしておられました。あの人たちも、常日ごろ登っているから、月曜日はあそこが閉鎖になっているというのはわかると思うんですけれども、そういう方々にもきちんと明記していただきたいし、山頂の月曜日だけの何か手だてとい

うのは何かないものなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 山頂の月曜日だけの、冬期間ということでしょうか。それについては、実は改修しなきゃいけないんですけども、上のほうの多目的研修室裏のトイレについては、電源がないんです。それで、凍結防止については電源を引っ張って、それから先ほどもお話しいただいたようにトイレが機能していない小便器とかもありますから、そのトイレの改修、それから電灯もないんです。電気がないんです。それから、土間コンクリートもちよっと整備しないと、使うのには不愉快な点もあるのかなというようなところで、それも含めて観光物産協会のほうとちよっと通常の実態をいろいろ聞きながら、検討に入りたいと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 整備すれば、非常に立派なトイレです。それも水洗でありますので、きちんと対応していただいて、来年の春からになるんでしょうか。冬期間は閉鎖されるということでしたので。

ちなみに館山の里山ガーデンハウスをつくった場合、冬は凍結なされるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今のところ工事のほう、業者も決まりまして始まったところなんですけれども。冬期間については、今太陽の村の話が出ましたけれども、太陽の村と違って電気が行っていますので、凍結防止という対策はできるかと思っておりますので、冬期間も開放するような形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） いい答弁もいただきましたので、早速点検していただいて、きちんとトイレの整備なりしていただいて、早目に、5万人見込むような観光地でもありますので、このトイレの整備についてもきちんとしていただきたいと思います。このトイレの整備についても、たくさんの方から私も要望あって、私自身もトイレがあることは気づきませんでした。いろいろ調べてみたら、立派なトイレがあることがわかったので、きちんと整備をお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（加藤克明君） これにて3番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

次に、1番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番平間幸弘です。大綱1問質問させていただきます。

水道の普及状況と災害時の対応は。

今年度、産業建設常任委員会の所管事務調査の中で、柴田町の2基の配水タンクと設備、仙南仙塩広域水道の南部山浄水場を視察してまいりました。大切な水を満遍なく供給するために、職員が日々努力されていることが伺えました。また、南部山浄水場には災害時の復旧に即座に対応するため、大口径の送水管が保管されておりました。

さて、安全で安心して飲める水があることは、人が生存する上で最低限必要な要素であり、生活に欠かすことができないことは言うまでもありません。柴田町においても、安全で安心な水を全町民に供給し、町民の生命を守ることは最大の責務であると考え、次のことを質問いたします。

- 1) 水道普及率はいかに。
- 2) 水道布設がされていない住民はいるのでしょうか。
- 3) 災害時の緊急的な対策は取られているのでしょうか。
- 4) 行政区と緊急時の対応について話し合われていますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員の水道関係で4点ほどございました。

まず、普及率でございます。平成26年11月30日現在で給水区域内人口は3万8,455人に対し、給水人口は3万8,409人で、水道普及率は99.88%となっています。

2点目、水道布設がなされていない住民はいるのでしょうかということでございますが、現在標高が高く配水管の布設が技術的に困難なため、町の配水管が整備されていないため、井戸水等を使用している世帯は4世帯で、14名となっております。また、配水管は町で整備されているんですが、水道未使用の世帯は10世帯で、31名となっております。

3点目、東日本大震災を教訓として、災害が発生した場合の町の対応としては、次のような対策を新たに講じております。1点目として、山田沢配水池・船迫配水池に貯水されている約1万2,600トンの水道水を有効に配給できるよう、給水車用の給水施設を山田沢配水池に1カ所増設して2カ所に、また新たに船迫中学校校庭に1カ所設置しております。

2点目として、応急給水所、前は6カ所だったんですが、それを10カ所にふやしております。

3点目、町内42行政区には300リットル容量タンク1基を配備しており、区内できめ細かな給水支援を行えるようにしました。

次に、人員の確保やソフト面として、災害発生時には町内に事務所を有する水道関係業者の方々が組織している柴田町上下水道組合、また役場水道事業の経験者OBで組織している水研究会、それから日本水道協会、それから水道料金委託を受託しているフジ地中情報株式会社と株式会社マイシステム共同企業体と、災害時における応援協力に関する協定を締結し、給水支援を迅速かつ円滑にできるようにしました。また、県の仙南仙塩広域水道の対応を確認いたしましたところ、仙台市方面高区系管路と、柴田町・名取市方面の低区系管路を、村田町の足立地区と岩沼市長岡地区を結ぶ連絡管整備を平成26年度に着手し、平成31年度完成を目指しております。このことによりまして、大河原で断水しても、逆ルートで入れるようになる、岩沼経由で水が来るということに変わります。さらに、漏水箇所の原因であります伸縮可撓管等の管路の耐震補強工事を行い、安定供給ができるように進めたいというような回答がございました。

4点目、行政区と緊急時の対応についての話し合いでございます。自然災害等発生時の対応につきましては、行政区長会において町からは大雨洪水警報、台風の気象情報や町警戒本部の設置等の情報を、電話や防災無線にて通知し、水害、土砂災害等の情報収集と被害状況報告を依頼しております。また、各地区の出前講座や防犯、防災訓練の機会に、災害時の情報収集、発信方法、自主防災組織による避難場所の運営や自助・共助の重要性を説明しており、町民の防災意識が高まるよう、町と行政区が連携を図っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 今、町長の答弁の中に普及率99.8%ということがありましたけれども、決算のときに、前年度の決算の資料の中に平成22年度以降は99%と、普及率が載っているんですが、この0.1%の違いというのはどういうことでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 町長の答弁では99.88%ということで答弁いたしましたが、決算書では少数第一位まで表示しましたので、99.9ということに記載したということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） そうするとその99.88%の中ということで、世帯数にすると、配水されているけれども使っていないとか、それからやっぱり未使用、そこら辺の件数は何件ですか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 内訳でございますが、地形上の制約、標高が高い、または末端の配水管から遠距離、長い距離がありまして技術的に管路整備が困難な地区、富沢の猪倉地区、または仙南変電所の近くです、東山地区、坂本地区の方が合計4件ございます。この方が14人となります。あとは、個人で給水管引き込みをすれば給水切りかえのできる方、これは上川名、四日市場、成田地区、または船岡にもございます。この方は7件ございまして、23人の方でございます。配水管が整備されておりますが、給水管取り出しがされていながらも、切りかえされていない方もおります。この方は3件で8人でございますが、葉坂の西歩沢地区、音見坂地区、あと富沢にも八幡地区にございます。3件で8人でございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） その配水というか、給水設備というか本管が通っているところは、個人の意思で使われていないということなんでしょうけれども、例えば配水されていない4世帯14人の方がいるということなんですけれども、その方々はどのような水を今使用されているのか。その辺、おわかりでしたら。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） この4人の方は、井戸水を使用しているそうでございます。ですから、自己責任の範囲で飲料水として使用しておるということです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 今の技術では、その4世帯は絶対無理ということなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 技術的には、管を布設することは可能でございます。ただ、標高が高いということは、水圧を確保するために新たに増圧をしなくてはならないという問題と、さらに使用水量が少ないために、水質の維持がなかなか難しいことでございます。事実、西歩沢地区も実は整備したわけなんですけど、使用水量が少ないために、水質の維持管理をするために定期的に末端で排水をしまして、管の中の流れを促進をして、水質を確保している状態ということでございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 井戸水を使っているという方もいるということなんですけれども、例えば3.11の震災後、水脈が変わって井戸の水がなくなったとか、そういったような話は役場のほうには来ていないんですか。

- 議長（加藤克明君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（平間広道君） 大震災のときに、井戸水があったために助かったという話もありましたし、あとは震災の影響で濁りが発生したということも聞いております。ただ、あのときには給水支援のほうで手いっぱいございまして、その後からの話でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 1番（平間幸弘君） 給水管というか、管は通っても使っていないという方もあわせて、10世帯31人ですか、いらっしゃるということです。その方々は、どのような今水を使っているんですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（平間広道君） その方は、以前から井戸水をお使いになっているようで、現在もそのような使用状況でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 1番（平間幸弘君） 今の答弁ですと、配水の行っていない、水の行っていないところ、水道の通っていないところ、それから水道は布設されているけれども未使用、全員が井戸水を使っていると理解してよろしいでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（平間広道君） そのとおりでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（平間幸弘君） 例えば、そうやって井戸水使用されている方々、個人の事情もあるかと思うんですけれども、水道はやっぱりもう要らないというか、技術的に無理なところもあるんでしょうけれども、「水道はうちは、柴田町の公共下水道は布設は要りません」というふうな形で言われて未使用なのか。それとも、町のほうとしては「水道は行きますけれども、使いますか」みたいな感じのフォローアップですか、そういった感じの行動は取られているんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（平間広道君） 先ほど言いました猪倉地区・東山地区以外の方は、個人で水道を引き込んでいただければ使用可能でございますので、ただこちらからどうぞという声かけはしておりませんが、そのようなことで給水申請があれば、うちのほうでは申請を受理することでおります。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

- 1番(平間幸弘君) じゃあ、給水申請があれば水道管は布設するというふうにとってよろしいんでしょうか。
- 議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 上下水道課長(平間広道君) はい。当然給水装置の基準に従いまして、個人の費用でやられることには全然拒むことはございません。
- 議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- 1番(平間幸弘君) そうすると、個人の費用ということですけども、メートルお幾らくらいというか、どのくらいかかるものなんでしょうか。ちょっと、参考的に。
- 議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 上下水道課長(平間広道君) その現場の条件によりますが、舗装と砂利等でも違いますが、通常町道の中に入れば、最低メートル3万円かかるということもありますし、砂利道であれば舗装代の分が安く済むということで思っております。
- 議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- 1番(平間幸弘君) 井戸水を飲まれている方もいるということなんですけれども、逆に井戸水が枯れて、例えば山の際ですときれいな沢水が流れていたりするんですけれども、そういった水を使用されている方というのは、いらっしゃったりするんですか。
- 議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 上下水道課長(平間広道君) 実は、井戸の量が不安定とかということで、ちょっとご相談された方がありまして、緊急的に飲料水の提供をさせていただいたこともありますし、あとほどのような対策をしたらいいのかというような相談がありましたので、そういうことで指導をしたことはあります。
- 議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- 1番(平間幸弘君) 先ほど、震災後の水の濁りとかもあると思うんですけども、最近やっぱり大雨、ゲリラ豪雨、それから大雪等自然災害の発生によって、どうしてもやっぱり井戸水に濁りが発生したりということがあると思うんです。そうすると、やっぱり飲み水に適さない水ということなんだろうけれども、こういったことに対しての町としてのバックアップ体制というのはどのようになっていますか。
- 議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 上下水道課長(平間広道君) 基本的には、井戸水は自己責任の範囲内で管理をしていただくことが原則でございまして、保健所のほうでも把握はしているようですが、実際はやはり水質

管理は自分の責任の範囲内で行っていただいて、飲料水に適するかどうかを確認した上で使用していただくのが原則となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 適さない方はいらっしゃいますか、その井戸水。適さない方は、そうするとどうすればいいのか、濁った場合。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 上下水道課のほうでは、そこまではちょっと把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 井戸水を利用されている方は、保健所で調べてもらって水質上問題がなければ飲料に使用していると。水質上問題あれば、使えないのでということなんでしょうけれども、その使えない場合に町として何か対応とかはできないものなんですか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 同じ回答になりますが、原則はやっぱり個人の責任の範囲内で水質を確認して、飲料水として適するかどうかを判断した上でご使用していただくこととなりますので、我が上下水道課のほうとしては何らかの対策があるかという質問あるんですが、そこまでは私のほうではやっていないというのが実情でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） それでは、その井戸を使用されている方は、あくまでも個人の責任上で使用されているということで、町としては何のフォローもされていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 安全・安心な水、人が生活する上ではやっぱり必要なものだと思うんですけども、先ほど緊急的に対応されたということもお伺いしましたが、例えば井戸水に関しては家の近所ということでふたしてあったりということで、多分管理はされているというふうに思います。でも例えば沢水使って、飲料には使用されているかどうかわからないんですけども、沢水の場合どうしてもオープンなわけです。そういったところに何らかの、言い方はあれなんですけれどもいたずらされたりとか、そういったことで飲み水はもちろんなんですけれ

ども、ふだんの生活水にも使えないような状況になることは多分あると思うんです。そういったときに、やっぱり町としてはフォローして、何か実際使用者が町に連絡よこせば、水道課のほうでフォローしていただけたらとか、そういうふうな体制は必要だと思うんですけども、その辺は検討していただけないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この水道を布設していない方、分けて考えないといけないというふうに思っておりました。4世帯14人は、これは技術的なものがございまして、また水道の使用水が少ないと濁ってしまうという問題もございまして、こちらの方々への対応と。それから、10世帯31名は自分で水道に引ける状態でありますので、こちらはやはりほかの方々も自己のお金で水道を布設しておりますので、この10世帯31人はやはりそういうことが心配であれば、実際につないでもらうということしかないのかなというふうに思っております。ただ、4世帯14名の方につきましては、これは水道事業はあくまでも企業会計ですので、こちらのほうで対応は困難という回答を、この議会でもしてきたところでございます。ただ、福祉的な面で対応するんであれば、例えば浄水器をつけるということであれば、ほかの方々との公平を確認する上で2分の1補助する制度をつくるのか、そういう対応はできるのかというふうに思っております。ただ、全額この井戸水使っている方々に、幾ら技術的な問題があったとしても、補助するのはほかの方々との公平性を考えると難しいと。政策的に応援することは可能だということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 今、浄水器等をつけるのであれば、2分の1は補助できるというふうに、例えばですね。その例えばを、「できます」というふうには言っていないものですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 4世帯14名の方々には、平間幸弘議員の前にもいろいろな方に実は質問を受けておりました。その状況を、今困っているのか状況をちょっと確認をさせていただきたい。本来は、水道事業所の事業の対象にはならないんですが、一応技術的なもの、それから水道に詳しいので、水道事業所を窓口福祉的な面、安全・安心を守るという観点から、皆様のご意見を聞きたいというふうに思っております。どういう対策が必要なのか。ただし、自己負担が伴いますということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） やっぱり、安全・安心な水を飲みたいということで、逆に町の水よりも井戸水をとという方も当然いらっしゃると思うんです。そういった方もそうなんですけれども、例えば世帯も変われば、その住人も世帯構成が変われば、町の水道を引きたいという方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれない。そういった場合に、使用者からの連絡だけをただ待っているというのではなくて、たまにやっぱり現地に行かれてフォローする、例えば何らかの意見なり話を聞き取るという、そういう姿勢は必要なんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） こちらで待っているんじゃなくて、水道を使用していない方のお話も聞きながらということですので、その辺もちょっと検討をしていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ぜひ勉強どうか、やっぱり町民の皆さんというのは役場の人たちが来て、いろいろなお話をする中で意見が出てくるのかなというふうに思います。水道もそうなんですけれども、そういった形でぜひ住民と共通の理解を得ていただければというふうに思います。

次に、災害時の緊急的な対策を取られているかということですが、山田沢浄水場の下に黄色のタンクがいっぱいあるのを私も確認しました。それと同時に、各行政区に300リットルのタンク各1個ということなんですけれども、各行政区に1個ということなんですけれども、人口の少ないところはいいのかもしれませんが。ただ人口の多い行政区にそのタンク1個では、とてもじゃないけれども足りないと思うんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 震災がありまして、給水問題が大変な問題になりましたので、まず給水車をふやすということと、あと給水の作業もいろいろなことで職員が行っていたんですけれども、それもできれば区長にお願いしたいというお話をさせていただいたのと、あと先ほど言いましたように300リットルのタンク、中には300リットルはうちのほうで持っているから、小分けにするように20リットルで欲しいという区とか、あと丸きり要りませんということも。そういうことがありまして、まず最低限度各区にこの300リットルがあれば、軽トラックに乗せて直接浄水場に行ってくめると。それを、今度は地区に戻って要支援者等に配布もできるということで、まずはそこまでは町のほうでということ考えて配布をいたしました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君）　ということは、各行政区とのすり合わせは行っているということで理解してよろしいですか。

○議長（加藤克明君）　危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君）　町が全部に、各戸にタンクをとということではなく、まず行政区で間に合うかどうかを確認していただいて、そこでまずは最低限度のものを各区に配布したということでございます。

○議長（加藤克明君）　再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君）　ということであれば、今のところはまず大丈夫なのかなというふうに思いますけれども。行政区との緊急時の対応ということで、すり合わせは行われて、その水に関しては行われているということで。例えばあくまでも行政区、人の問題はあると思うんですけども、その行政区の中で給水、山田沢の配水池、もしくは船迫に行くことのできない行政区と違ってあたりとかしますか。

○議長（加藤克明君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君）　大震災のときに、水を補充をする箇所がちょっと山田沢配水場しかなかったものですから、山田沢配水場にももう1基ふやしましたし、あと船迫配水池関係がちょっと使えなかったものですから、今度船迫中学校の校庭の一角にそういう場所を設けました。ですので、あと町の給水車が1台あるんですが、今回この反省を踏まえまして給水所に配る給水車、これも使えるようにしまして、ダンプトラックにタンクを積み込みまして、加圧ポンプを用意しまして、それで補給所に配るというようなことで台数をふやしました。

それと、あと行政区の方が補給所に来られるように補充をするようにしましたので、各区のほうに配れるということができるかどうかはちょっとまだ言えないんですが、初動の3日間はやっぱり給水所のほうの補給で手いっぱいだと思うんですが、それ以降可能になると思いますので、配るときは配っていきたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君）　再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君）　そうすると、例えば配水タンクのほうに行政区のほうで、ちょっとタンクはあるけれども行けないという場合は、町のほうである程度対応していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君）　先ほど言いましたように、初動から3日過ぎ、4日たてば、給水車の要員が確保できれば、できるときは区のほうまで補充できるようにしていきたいという

ふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ということ、水道の普及もそうなんですけれども、100%はまず無理なのかと思いますけれども、極力あと0.12%ですか、99.88%だから……。4世帯、これはどうしても無理だということ、それから緊急時の対応はできているということなんで、いいのかなというふうに思うんですけれども。やっぱり先ほど言いましたように、住民の皆さんともたまにお話し合いなり、向うからの意見を待っているだけではなくて、今後住民の皆さんとフォローアップというか意見の交換をしながら、安全・安心な水の配水、それから給水ということが続けていただければというふうに要望しまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて1番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時から再開します。

午前10時43分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番佐々木守君、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。大綱2問、質問いたします。

第1点目、地域包括ケアの取り組み強化（第6期みやぎ高齢者元気プラン骨子案）について
県は、高齢者福祉政策の指針「第6期みやぎ高齢者元気プラン」（平成27年度から29年度）骨子案を公表しました。団塊世代が75歳以上となる平成37年を見据え、地域包括ケア実現に向けた取り組みを強化するとし、重点項目に地域包括ケア体制の構築・推進、在宅医療・介護の連携推進、市町村が取り組む認知症施策への支援強化などを挙げています。

そこで伺います。

1) 地域包括ケアを全員に拡大する推進役となる協議会を設立するとしていますが、その内容は。

2) 介護家族の負担を減らすサービスの普及の具体的な内容は。

3) 認知症地域ケアを担う人材育成のための支援の具体的な内容は。

4) 県のプラン案に対し、当町でも具体的な対応を検討しているのでしょうか。

5) 平成27年度以降、介護サービスを利用する高齢者が増加する可能性があることから、各自治体では介護保険料値上げの検討をしているようですが、当町ではどうでしょうか。

大綱2番目、今後のイベントのあり方と将来像について。

花のまち柴田を掲げ、観光による交流人口の増加を目指してイベントを計画してきました。その結果、桜まつり、紫陽花まつり、曼珠沙華まつり、菊花展等々、成果を上げてきました。確かに通年観光のイメージは強まり、イベントごとの集客数は年々増加し、その意味では大成功と言ってもよいと思います。

しかし、今後のイベントはもう一歩進めて、柴田町の産業発展の観点から見直し、イベントのあり方と将来像を見つめて計画を進めるべきではないでしょうか。

そこで伺います。

1) イベントを企画しているそれぞれの団体の方々は、現在の状況・現在のイベントのあり方に満足されているのでしょうか。

2) イベントの企画団体に補助金を交付している当町の考えはどうでしょうか。また、現在のあり方でよいと考えているのでしょうか。

3) 県商工会連合会は、県南地域の食品製造業者や小売店などを集めた商談会を当町で開催しましたが、その成果はどうでしたか。

以上です。

大変失礼しました。申しわけありません。

4) ことは、産業育成の観点から企画されたイベントも見受けられましたが、今後のイベントのあり方と将来像をどのように描いているのでしょうか。

大変失礼しました。以上です。

○議長（加藤克明君） 佐々木守君、1問目の1点目、地域包括ケアを「全県」ですけれども「全員」というふうにお聞きになったんですけれども、訂正していただきたいと思います。「県」でよろしいですね。「全員」と読み間違えたと思います。よろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員から、大綱2点ございました。

まずは、地域包括ケアの取り組み強化の関係でございまして。5点ほどございました。随時お答えします。

第6期みやぎ高齢者元気プランは、県の高齢者福祉施策の基本的指針となる高齢者福祉計画と、県内市町村の介護保険事業運営の支援をするための計画である介護保険事業支援計画を一体的に定めているものであります。

今回の骨子案については、県の推進委員会においてたたき台として提示されたものであり、市町村には内容についての通知等はありませんが、今後、国の指針と県内市町村の第6期介護保険給付費の推計により、県全体の介護保険の動向を踏まえ、県の介護保険支援計画となる「みやぎ高齢者元気プラン」の策定となります。

それでは、1点目。協議会の名称は「宮城県地域包括ケア推進協議会」であります。団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体として提供される地域包括ケアの全県的な体制構築及び推進に向けて、県内の関係機関・団体等により構成されております。平成27年の4月をめどに協議会が設立される予定であります。

介護家族の負担を減らすサービスの普及の具体的な内容ということですが、骨子案では具体的な介護負担軽減のサービス内容は提示されておきませんが、在宅での介護負担はやはり訪問サービスや通所サービス、ショートステイなどの介護保険サービスを利用することにより、軽減が図られるものであると捉えております。また、介護家族の不安解消においては、同様の境遇の方々との語らいや体験者のアドバイスも肝要であると考えています。

3点目。認知症の地域ケアを担う人材育成でございますが、認知症に関する正しい理解の促進、適正なサービスを提供するためのケアマネジメントの向上などが案として提示してあります。具体的には、認知症ケアを担う人づくりとして、認知症介護指導者の養成、認知症介護従事者の研修、さらには当町で多く実施している認知症サポーター養成が挙げられています。

4点目の県のプラン案に対し、当町でも具体的な対応を検討しているのかということですが、県のプラン案は2025年問題に対応するため、この先10年で持続性のある介護保険制度の構築のため介護保険法が改正され、その趣旨を踏まえた内容となっております。当町の介護保険事業計画策定に際しましても、法改正の趣旨に鑑み、現在計画策定を進めているところでございます。

5点目。介護保険料の値上げの検討等についてでございます。平成27年度から3年間での高齢者人口の伸びや、認定者の推計、介護サービスの利用推計、施策に基づく要因などから、介護給付費の推計を行っているところです。保険料の算定に当たりましては、全体の介護給付費から第1号被保険者の負担割合22%を算出し、被保険者数で除したものが介護保険料となりま

す。現在、介護給付費の算定中ではありますが、保険料については高齢化に伴い介護保険利用者が多くなれば、サービス給付費を賄う財源が必要となる関係から、値上げは避けられないものと捉えているところでございます。

大綱2点目、イベント関係で4点ほどございました。随時お答えします。

1点目と2点目は関連しますので、一括でお答えいたします。

今年の新たなイベントとしては、6月27日から7月13日まで開催した「紫陽花まつり」や、11月22日に開催した「みちのく招福まつり in しばた」がございまして、現在行われているイベントは、商工会、観光物産協会、シルバー人材センター、町内工場等連絡協議会、行政区長、各行政機関など多様な団体が主体となり、実行委員会形式で開催されております。

事業の企画段階から各団体がアイデアや意見を出し合いながら進めることで、行政との協働によるまちづくりを前進させることができました。また、参加する各団体が協力することで、それぞれの団体が持っている情報やノウハウ、人的パワー、専門性などを活用でき、イベントを楽しむ人たちのニーズに即したイベント企画や、より規模の大きなイベントの実施が可能となり、幅広い参加を促すことができました。実行委員会の事務局を行っている商工会や観光物産協会に確認したところ、各団体の満足度は高いということでもございました。

さらに、町内工場等連絡協議会からは、観光に関する新たな提案をいただくようになり、観光まちづくりに対して関心と意識の高まりを感じています。今後も、多彩なイベントを通じて交流人口をふやし、地域ビジネスの拡大につながるよう補助団体のイベント内容を検証しながら、補助金の適正な交付を行ってまいります。できれば補助金なしでも実行できるイベントに育てていくことが重要ではないかと考えております。

3点目。県の商工会連合会が行った商談会の関係でございまして。

県商工会連合会主催による仙南ブロック地域内商談会は、県内各商工会がそれぞれの会員に参加を募り、町内で11月13日に開催されたものでございます。商工会から町には開催のお知らせがなく参加できなかったため、詳細については県商工会連合会に伺ったところ、仙南地域の3市8町から43事業所が一堂に会して開催され、町内からは仕入れ側バイヤーとして5事業所、供給側サプライヤーとして4事業所の参加があり、新たな販路拡大につなげようと活発な商談会が行われたとのこと。初めての商談会ということで、正式な取引に結びつくまでには至らず、現時点で成果はあらわれていないとのことでもございました。仙南地域だけでなく、県内4ブロックでも商談会を開催していますが、継続していくことで事業の目的でもある地域内で商品が流通する仕組みが構築でき、新たな販路拡大と地域商業の魅力の創出が図られ、地

域経済活性化が期待できるものと考えております。

なお、次回仙南で商談会を開催する際には、町にもお知らせをしていただくよう商工会にお願いしておりますが、今回は地元商工会にも連絡なしに実施されたというような話も伺っておりますので、必ず連絡よこすように連合会に申し入れしたいと思っております。

4点目でございます。イベントのあり方と将来をどのように描いていくかということでございます。

産業育成の観点から企画され、今年開催されたイベントとして、「第11回しばた新米まつり」「第2回しばた匠まつり」「第4回しばたB級グルメフェスティバル」「第6回しばた産業フェスティバル」及び「環境フェア」「第3回しばた柚子フェア」などが行われました。イベント終了後の効果として、柴田町の魅力あふれる特産品の認知度が高まったとは思いますが、新たな販路を求めようとする意欲はまだ十分ではないのが問題点として残ります。

今後、さらに町の資源や特性を生かした特産品づくりが、ビジネスまでつながるようなイベントが必要だというふうに考えております。町としては、今後は国内外を対象としたイベントとして桜まつりを考えております。東北エリアを対象とした曼珠沙華まつり、仙台都市圏や仙南地域を対象とした「紫陽花まつり」「大菊花展柴田大会」や「光輝けしばたのイルミネーション」など、顧客ターゲットを明確にした中での観光客の誘致戦略をみんなで考え、ビジネスとして最低ペイするような規模にグレードをアップするためのさらなる投資が必要だというふうに考えております。

ある程度の集客力があれば商売が成り立つので、あとは買っていただけるような魅力のある商品の提供ができるかどうかは、商売人の意欲と才覚に委ねたいと思います。町としては、町の資源や特性を生かした特産品づくりや商品化に意欲や熱意のある団体または個人に対して、今後とも積極的な支援を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それでは、大綱1問から質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。どういう形でのやり方をしていくのかということが一番の問題になるのかと思うんですけれども、特に今町長からも答弁があったように、第6期のみやぎ高齢者元気プランを作成するに当たり、やはり第5期のみやぎ高齢者元気プランがどうだったのかということが問われるのではないかと思います。ですから、この第6期みやぎ高齢者元気プランの作成に当たって、どういう視点で見ていくのかということをお伺いしておきたいと思っております。

まず第1点目は、先ほどもちょっと回答いただきましたけれども、連絡協議会といいますか協議会は設定しているという答弁でした。当町でも、第5期の介護保険事業計画が検討された場合に、やはり協議会をつくって作成に当たられたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

柴田町の第6期計画、現在策定中でございます。運営審議会の委員の方々、また地域の住民の方々、また事業所の方々のご意見を参考にさせていただいて、現在策定しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そういうことで、これから柴田町でも県の第6期みやぎ高齢者元気プランに基づいて第6期の介護保険事業計画が検討されるものと思います。ただその際、5期目の介護保険事業の計画がどういう形で進められてきたのかということが、やはり重要な点になるのではないかと思いますので、その第5期プランの構成あるいは検証、分析等を踏まえながら、今現在作成されている第5期プランの中身についてちょっとお伺いをしていきたいと思っております。

まず、基本的目標の1で「みんなで支え合う地域づくり」ということで作成されているわけですが、1つは「地域で支える介護」というようなことがうたわれております。その計画が現在第6期のプランを構成するに当たり、この「地域で支える介護」がどのように検証されてきたのか。また、柴田町としてもどういう検証をしているのかを伺いたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 県のプランの骨子案でございますけれども、議員お話しになりましたとおり「みんなで支え合う地域づくり」ということが、基本的な目標の中の1つに入っております。町のほうでは、5期が間もなく終わりますして6期のほうに進むわけでございますけれども、現在地域で支えるということで地域住民の方々が、ご自宅にいるご高齢の方々の見守りをしていただいているところでございます。6期に関しましては、医療・介護ということの連携ということがこれからますます重要になってくるということがありまして、これまで以上に医療と介護の結びつき、相互の情報交換というものが必要になってくるかと捉えております。現在、県におきましてもそういった形で、これまでには介護のほうから医療機関へということで多くありましたけれども、今度は医療機関のほうから介護のほうとの連携というようなことも、第6期では構築してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 公的な福祉サービスで充足できない、見守りとかそれから地域の支え合い、そういったものを構築しながら地域で支えるというようなことを目的としているわけですが、その中で当町としてそういう声かけをした、あるいは計画を策定した中で成功例等があれば教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 町のほうに地域包括支援センターがございます。そちらのほうで、柴田町のみならずほかの市町村も入りまして、事業所でございますが89の事業所に参加をさせていただきまして、数多くのスタッフの方々が柴田町の住民のご高齢の方の見守りということをしていただいております。これは、県内におきましてもまれに見る事業であるというふうに捉えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今支援センターのお話が出てきましたけれども、支援センターでは医療・介護予防・住まい・生活支援・各種のサービスが一体的に行われていると思うんです。今その支援センターがいろいろな問題の相談に乗っている中で、当町として一番問題が多く相談されている案件は、どういう案件でしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 案件につきましては、多種多様であるというふうにお答えしたいと思います。支援センターのほうで取り扱い、対応が難しいというものに関しましては、大分高齢になってきておりますので、この方が認知症を患っている方なのか、それとも若いときからの性格の偏りなのか、ご高齢によって性格の偏りが強化されたものなのか、その辺の見極めが大変難しいということでございます。対応に関しましても、長時間、また夜対応ということもございますし、それが長期化してくるということもございます。いろいろな高齢者の方々のタイプというものに対応していくということが、困難なものというふうに捉えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 県の第6期プランにおいては、各地域の支援センターの強化を図るといったようなことを言っているわけですが、人員的な面、あるいは財政面での支援もあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 財政面のことに关しましては、国の配分枠ということもございませうので、その枠内でやっていくということになっております。また、人員的な配置でございませうけれども、現在柴田並びに槻木、2つの包括支援センターがございませう。現在柴田包括センターは6名で対応しております。それで、人材体制の強化・充実ということもございませうけれども、新年度になりましてさらに強化を図りたいということで、新たな支援センターを立ち上げたいと考えているところでございませう。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 支援センターの強化を図っていくということなんですけれども、今当町でも大分問題になっていると思うんですけれども、認知症になった場合に自宅で暮らしていけるような支援体制をしていくというふうになつてはいるんですが、その場合第5期の計画のように、あるいは財政等で十分にサービスが提供できるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 認知症の方々は、柴田町に約1,000人ほどいらっしゃいます。現在、町のほうでは介護家族の方々の交流の場ということで、「しゃべり場」というものを月1回開催しております。こちらは、自由にどなたでもご参加できるという体制を取っております。また、そちらの「しゃべり場」から会が立ち上がりまして、「よつば会」というものもございませう。こちらの会員でございませうが、現在27名ほどいらっしゃいまして、これまで体験した方の経験談をアドバイスに、またそういった現在抱えている方々の憩いの場、サロンというような形で癒しの空間をつくっているところでございませう。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それから、安全な暮らしの確保ということをやっているわけなんですけれども、その場合3.11東日本大震災のような災害が起きた場合、現状のままで対応していけるのか。あるいは、災害時・緊急時にはどうするかというような問題点も検討されているのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） まずは、ご家族の方々のご支援が第一だと思います。また、ご本人が行動ができないということであれば、私どものほうで要支援者名簿等を自主防災組織等に提供させていただいております。そういった中で、その方の見回りというものに関してはこれからは、うちのほうでも進めていかなければならないものと捉えているところでございませう。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 緊急な災害の場合ですけれども、こういう場合には国や県が新たな財政支援もしてくれるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 国や県からの財政的な支援ということは、現在は報告はございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それでは、この6期のプランの中に2番目の基本的目標として、「自分らしい生き方の実現」ということをうたっているんですが、このプランはほとんど市町村の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPOや民間企業、あるいはボランティアなどの地域の多様な主体を活用したサービスを提供するというので、「自分らしい生き方の実現」をサポートしていくということになっているのですが、具体的にどういうことでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） ただいま、2点目の「自分らしい生き方の実現」ということでございます。NPO・ボランティア等の事業主体になる生活支援サービスの開発ということでございますけれども、こちらにつきましては現在、国のほうで統一した基準のサービスメニューというものがございます。それらに加えて、その地域ごとにニーズが出てくるものと考えております。そちらにつきましては、団体等の方々の支援も受けながら、その方のニーズに合ったものを提供するというところでございます。

案でございますけれども、例えば「ごみ出し」であるとか「庭木の剪定」「草むしり」であるとか、そういった類いのものがニーズに出てくるものなのかと捉えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 自分らしく生きるためのということの中に、「新しいシニアライフの充実」ということをうたっていますが、高齢者の社会参加、特に地域活動への参加を誘導する施策を設けるということになってはいますけれども、当町においても今行われているいろいろな活動を強化するために、新たなシニアライフの充実という観点からプランを立てていく、そういう考えはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在、現役をリタイアされてご自宅にいらっしゃる方々がいらっしゃいます。そういった方々が、これから地域の大きな支えになってくるものと思っております。

す。そういった方々をこれからコーディネートしていきまして、そういう方をお誘いしながら地域の支え手となりまして、高齢者の方々のバックアップ、そしてリタイアされた方々の自分らしい生き方というものの実現に結びつけていけるように構築してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 自分らしく生きるための権利の擁護ということもうたわれております。その中では、認知症高齢者等の権利擁護を図るため、虐待の早期発見と対応体制の整備、地域での見守り体制の構築、成年後見制度の普及が一層重要になるとしておりますけれども、この点についても町は現在検討されているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 権利擁護は、これから高齢化が進んでいきますので、必要になってくると思っております。現在の権利擁護に関するものに関しては、町といたしましても地域包括支援センターのほうと連携しながら対応しておりますので、これからも強化していきたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 安心できるサービスの提供ということで、基本的目標の3にうたっているのですが、サービスの提供の整備について町としては災害のときの点を十分に考慮して検討されていかないと、やっぱり安心できるサービスが完成されるということにはならないのではないかと思っているんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議員おっしゃるとおりだと捉えております。これからも安心できるようなサービスの提供について、構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そのために、専門性の高い人材の養成、確保をしていくということをやっておりますけれども、介護現場における人材不足が恒常化しており、人材確保と定着はサービスの継続、質の確保の観点から解決すべき課題となっておりますが、町としてはその解決策をどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 人材育成の強化ということを図ってまいります。また、業務内容のセンター間の役割分担や連携強化を図ってまいります。また評価、センターの評価を含めまし

て、効率的な運営の継続を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） サービスの質の確保、向上という観点からしますと、やはり介護サービスを提供している事業者、いわゆる介護保険事業の適切な運営確保が求められると思いますけれども、その辺で各事業者に対してのアドバイス等はどのようにされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 先ほど申しました地域包括のほうのネットワーク連絡会がございませう。先ほど89事業所というお話をさせていただきました。その中で、やはりご高齢の方々をお預かりしている事業所の方々は、大変いろいろな場面に接しております。それで、事業所のスタッフの方々のケアも必要なものと捉えておりまして、先日はスタッフの方々お集まりいただきまして、お昼で160人、夜で100人、総勢260人の事業所の方々にお越しいただきまして、いろいろな研修等を行いました。その中には、スタッフの心のケアということも含めた研修等も行いました。町としても、これからも大切な事業所でございますので、これからもスタッフの方々の健康や心のケアのほうに努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 最後に、これからの介護施設に対して町長は小規模多機能型居宅介護、あるいは介護サービス付の高齢者住宅を推薦していくということをおっしゃっておられるんですけども、その点から私どもがグループで10月の上旬に、山形市の「暖家」という民間企業が行っている小規模多機能型居宅介護、それから介護サービス付の高齢者住宅を見学をさせてもらってきましたんですが、民間企業が主導になっている場合はえてしてやはりある程度採算ベースに乗せないといけないというような点もあるのかと思うんですけども、ほとんどが余裕のある方で東京あるいは関東地区あたりにお住まいの方々が、山形に移住してこられてそこに住まいを求められていると、あるいは介護サービスを受けているということになっておりました。だから、その点は今町で小規模多機能型の居宅介護、あるいは介護サービス付の高齢者住宅を推進するということにしているんですが、それだけですと公機関の役割、あるいは当町の介護に対しての姿勢といいますか、それはちょっと問題があるのではないかと思います。その点町長はどういうふうに考えますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 済みません、私のほうからお答えさせていただきます。

第6期計画をつくっているということでお話をさせていただきました。この期間中の施設整

備でございますけれども、現在地域密着型サービス、柴田町の町民の方が入るということでございますけれども、その充実が必要というふうに考えております。また、認知症の方もふえていらっしゃる、自宅での生活が困難だという方もふえてくることもございますので、そちらの施設整備も必要というふうに考えているところでございます。現在の計画としましては、1つに小規模多機能居宅介護施設、2つ目に認知症対応型共同生活介護施設、3つ目に地域密着型老人福祉施設を計画しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 民間型の施設以外にも、やはり福祉法人等の小規模多機能型の居宅介護、あるいは介護サービス付高齢者住宅、そういったものの誘致も必要ではないかと思えます。その点を要望いたしまして、第2問目に入っていきたいと思えます。

第2問目は、今後のイベントのあり方と将来像ということで掲げさせていただきましたけれども、今まではどちらかと言いますと来訪者、観光客としてこちらに来ていただける、交流人口をふやす目的という点があったと思うんですけれども、観光客が来ればそれで経済がよくなるということばかりではないのではないかと。確かに集客ができて、通年観光が実施されるようになってきたと。そうすると、これから少し目線を変えて、本来のイベントが当町の産業育成、そういったものに寄与しているのかどうかという点を踏まえながら、企画をしていく必要があるのではないかと思いますけれども、当町としてのこれからの観光の進め方、先ほど町長からは伺いましたけれども、今後のイベントのあり方についてどう考えているのかお聞かせいただきたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光イベントといたしまして、今議員おっしゃるとおり花を中心に夏は「紫陽花まつり」、そして秋には「菊花展」のほか「曼珠沙華まつり」、やっています。ちょっと忘れてしまいましたけれども、春の「桜まつり」、これがまずメインになるわけなんですけれども、そういった花のイベントを中心にどちらかと言えば船岡城址公園、そしてこの間行いました匠まつりにしましても太陽の村ということ、「新米まつり」も含めまして太陽の村も開催している。そういうようなことで、どちらかと言えば観光拠点を中心に今イベントを開催しているような形になりますけれども、そういった観光客の方が船岡城址公園と太陽の村だけにとどまらないように、将来的には町なかを観光客の方に歩いてもらうような仕掛け、重点プロジェクトでは何度も話は出てきていますけれども、フットパスというようなものに今後取り組むような予定もありますので、そういった観光客の方に町なかに今度足を運んで

もらいながら、町の中でも経済の活性化が図れるような、最終的には交流人口をふやすことによって定住人口の減少に対応していくというようなこととなりますので、その中で町なかかぎにぎわいを取り戻す、そういったことで経済の活性化が今後図られていくのかと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） やっぱりイベントを企画している側から言わせれば、「参加しても余り魅力がない」と、あるいは「何のためにこのイベントやっているのかわからない」というようなことになると、意欲がなくなったり、マンネリ化してただ開催すればいいというようなことになってしまうのではないかと。そうならないようにするためには、やはり町としてのいろいろな工夫やアドバイスをしていかななくてはいけないと思うんですけれども、そういうマンネリ化にならないようにするため、あるいは意欲を持ってイベント企画に参加してもらうためには、どういうアドバイスがあるのか。町としては、じゃあ「こういうアドバイスをしている」というようなことの点があれば、教えていただきたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） まずイベントを主催するのは、今実行委員会が中心になって開催しております。当然、そういったところに必要があれば町のほうで補助金等を出しておりますので、その補助金を出す場合、出した後に当然実績報告なり反省なり検証部分ということで出てきますので、そういったそのようなイベント結果を町のほうで捉えながら、本当に必要なイベントなのか、逆にもう少し規模を縮小してもいいのかなど、場合によっては事業費が残るような場合は、その補助金を削って本当に必要としているイベントのほうに回すとか、そういうようなことで事業が終わった後にそういった一つ一つの検証を行いながら、来年に向けて新たなイベント、「こういったイベントにしたほうが、さらに盛り上がるようなイベントになるのではないのか」というようなことで、アドバイスはしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 町長からは、「商工業者は、自分たちで商業を発展させるという意欲をみずから持たないといけない」というお話をいただきましたけれども、私も全く同感ではございませんけれども、町としてもやっぱりその気にさせるという仕掛けや工夫、アドバイスが絶対に必要だと思うんですけれども、その点再度お答え願います。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然具体的に挙げれば、商店街とかそういった方々が意欲を持

ってイベント終わった後に、先ほど私がお話ししましたとおり、町なかに歩いてもらったときに、商店街の方々が意欲を持って「こういう商品を今度つくりました。ぜひ買ってみてください」というような意欲を持てるような、そういうイベントと商店街、そういったものをつなぐ、あるいは観光事業者、特に交通関係の業者、例えばタクシー業者ですとかあるいは宿泊施設、そういったものとうまくコーディネートするような人材、そういったものも必要になってくるかと思しますので、そういった人と町と一緒にしながらイベントというものを開催し、そして最終的には商店街初め町民の方に意欲を持って取り組んでもらえるような方向に進めていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 町長から補足ございます。

○町長（滝口 茂君） やはり町の仕事と商売をやる方の意識は、ちょっと分けて考えないといけないというふうに思っております。

一番最初、観光物産交流館をつくったときのことを思い出していただくと、「あんな山の上につくって、誰が利用するんだ」というようなお話がございました。現実につくったら、下の直売よりも上の直売が売れるということで、実は大変申しわけないんですが水上さんの前と農協で売っていた「ふ・う・ど」のものは、こちらのほうの売り上げが伸びてきております。これが一つの現象です。それから、観光物産交流館、平常3月から1年間通年にお客様が利用することになりましたけれども、あそこの売り上げはイベントをすると売り上げが伸びるといいう、そいう体験もし始めたということでございます。ですから、イベントが自分の事業に結びついてきているという体感です、これがやっぱり一番大事ではないかというふうに思っております。

さくら連絡橋も同じです。最初のうちは、大河原のほうに行くとかって言っていただけけれども、今は「できるんだから、町なかにどうやって人を呼び込んだらいいのか」ということを、地元の工場等連絡協議会の方々が自分たちで提案書を出すようにまでなってきております。また、商工会関係は、「せっかくさくら連絡橋ができて、船岡城址公園まで来るんだから、それを町なかに」ということで、実は統一のれんを、ピンクののれんだったかな、それをみんなでお金を出し合って自分たちの個店を伸ばしていこうという、そいうムードが出てきたということでございます。

ですから、町のほうは人を集めて、まずはそこを商売に結びつけられるような環境を整えていくこと、そいうことが必要ではないかというふうに思っております。ですから、イベントにつきましては単にやって終わりではなくて、例えば「B級グルメフェスティバル」、これに

については地元でもし1位を取るようなフェスティバルだったら、みんなでそれを提供していこうと。そこまでレベルを上げていかないと単にお祭りで、佐々木議員がおっしゃるように一過性のお祭りで終わって、最後は飽きられるということになります。他の先進のイベントは、必ずB級グルメでできたものが全国規模にまで、みんなで地域挙げて育てていこうというところまでいかないといけないというふうに思っております。

また「匠まつり」なんですが、これは県外の方々が出展しておりますが、柴田町の方で趣味の方々がつくっている製品を、実はあそこに出しているんです。それが売れるということになれば、製品から商品になるんだと。商品から自分たちで商売をやってみようという方が、何件かあそこにあっただけでございませぬ。そのように、単にイベントは一過性で終わるので、みんなでそれを事業に結びつけていくように、みんなで考えてやっていかないといけないんじゃないかと。そういう側面からの支援をするのが役所であって、実際に商売に結びつけるのはやっぱり最後は自分でいい商品をつくって、自分で安いものを提供して、魅力のある店をつくる、これ以外に商店街を発展させる手段はないというふうに思っております。消費者自体が商店街を見ていませんから、もう商店街は要らないという経営者もおりますので、そういう点も今後みんなで議論をして、この町なかにイベントを通じて人が集まって、それをビジネスに結びつける事例がいっぱいありますので、それをみんなで研究していくことが、学んでいくことが必要ではないかというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） いいお答えをいただきましたので、これから観光地もますます発展していくことだと思うんですけども、私のほうからもちょっと提案をしたいと思うんです。やっぱり観光客が来るということは、その人たちは必ずお土産を買って帰りたいです。特産品、荷物になる場合もここから幾らでも自宅へ送る方法もありますから。そういったものを、柴田町でしか買えないもの、そういった特産品の開発というのが絶対必要だと思うんです。ですから今イベントを通じて、通年観光を目的として交流人口がふえてきています。年々、これからも連絡橋とかが完成してきますと、観光客はふえてくると思うんです。その反面、産業育成がやっぱりないがしろにされていくというような形ではだめだと思うんです。だから、観光の事業に参加していくまちおこしなり産業の育成、あるいは商品開発をしていかなきゃならない。こういう目的を持って、長期的な展望を捉えながら、一つ一つクリアしていくという考えが必要だと思います。

そこで、今柴田町には、先ほど町長からも話がありましたけれども、工場等連絡協議会とか

仙南職業訓練センターとか、あるいはNPOの仙南広域工業会とかあるんです。だから、そういう施設を活用して、じゃあ特産品をつくるためにはどうすればいいのと。じゃあ、半年かけて特産品をつくるための講座を開設しよう。あるいは、その講座を受講してくださる方々の募集をする。新しい産業に取り組みたいというふうに考えている人たちは、多分そういう講座に対して応募をしてくると思うんです。じゃあ、その応募してきた場合を、今度講座終わったら、じゃあ開業する人がいるのか。こういう特産品をつくってみたいという方がいるのか。その一歩進めた、じゃあ資金体制もどういうふうにして支援すればいいかというようなことも、計画に入れていってもらいたいと、このように思います。

もう一つ、ユズの商品開発が今されているわけです。柴田町はユズの産地ということで、北限のユズということで宣伝しておりますけれども、じゃあそのユズを使った特産品が本当に加工されているかということ、そうではないんです。なぜ加工されないのかということ、それを加工するだけのユズの生産ができておりません。したがって、遊休といいますか山間地にはたくさん畑が、使われていない畑がたくさんあると思うんですけれども、そういったところにこれからユズの苗を植えて、多分5年、10年とかかる大プロジェクトになると思うんですけれども、そういうものをじゃあ加工までどうやったらもっていけるのかということも、やっぱり長期的展望のために計画を立てて指導していかないといけないと、このように思っているわけです。そうでないと、「イベントの開催」「イベントの開催」だけで終わってしまうんです。その辺、町長はどう思いますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実は「商品開発」「特産品開発」、いつの時代でも地域を元気にするときには、必ずこういうふうに言葉では言われます。私も県庁にいて、地域振興課で「地域の特産品開発」というのを税金を使ってやっておりました。丸森町でいうと「まゆ玉づくり」とか、それからお話ししたと思うんですが鶯沢が地元の石を使った「ジボッコ人形」とかやったんですが、結局税金の切れ目が残念ながらうまくいかないと。

では商品開発というのは、私も仙台に行っているいろいろデパート見るんですが、組織経営がきちっとしていないと商品開発というのは、実は困難だというふうに思っております。たまたまこの間秋保の、何というところでしたっけね、物産センター、名前忘れまして。物産センターで井ヶ田だったと思うんですが、いろいろな全国の米を、こんなちっちゃなやつで千何ぼで売っていたんです。同じ米なのに、我々米というと袋に入った米しかなかったんですが、小分けにして売っていたということなんです。ですから、そこに必要なのは商品開発とかやるのも必

要なんです、我々単にたまたまお金と人が集まったって、これは無理な話なんです。じゃあ、全く地域でそういうことをやっているところがないかということ、実はあるんです。それは、自分たちの商売を何とかしようという意欲のある人が集まって、そして商品開発にいかうと。そういうことがないと、単に「どうですか」「はい、勉強させました」「じゃあ、販路を支援します」「それから資金を融資します」、これで成功した事例っていうのは正直ないんです。

ですから、今先進的な取り組みということであれば、既存の伝統的な料理とか、もうあるものにいかに知恵をつけて、地域を背景として売り出していくかというのが大変大事だと思っています。というのは、おはぎです。「さいちのおはぎ」って、単におはぎです。あれが全県下に売れているというのは、ちょっと味が違ったり、ちょっとおいしいという宣伝で、ああいうふうになる。定義の三角油揚げ、味は余り青木豆腐屋と変わらないんですが、それでも定義の三角、こういう地域の背景と結びつけて売るノウハウと、それを持続的にみんなで出し合っていく、そっちのほうが大事ではないかというふうに思っております。

ですから新しい商品開発と、それを全国に販売するのは、最終商品をつくっている、柴田町でいうとゆたかやさんとか、隣の萩の月とか、そういう組織経営でなければ私は無理だというふうに思います。ですから、この特産品開発とかお土産づくりは、まずは自分たちで本当にこれで柴田町を元気にする、自分の商売を元気にしようという人が集まらない限り、それは難しいので、逆にそういうことがこれからのまちづくり、商売には必要なですよと、観光と結びつけるほうがよりこれまでの商品開発よりも進み具合が速いんですよと、そういう意識づけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今まで提案してきた点、これからまた私のほうも検証してまいりたいと思うんですけれども、できる限りやはり産業育成のためにはどういうふうにしていけばいいのかということ、これからみんなで考えていきたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時、再開します。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行です。大綱2問、質問いたします。

1. 空き家等の政策で、対策と経済活性化を。

治安や防災、景観面で問題となり、年々増加する空き家対策について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立しました。倒壊の危険性がある空き家の所有者の迅速な確認につなげるため、固定資産税の情報照会を可能にするなど、町の権限を強めるのが柱で、来年6月ころまでに施行されるようです。また、空き家を放置して周辺に危険や迷惑を及ぼしている「特定空家等」は、平成28年から固定資産税の優遇措置が受けられなくなるように、準備が進められております。

柴田町の空き家は、平成25年度115件で、危険と思われる家屋は解体や応急措置をされており、今すぐ解体が必要な家屋はないとのことでした。また、苦情が寄せられている物件についても、現地調査と所有者等へ指導を行うなど、適正な管理ができるよう指導していると承知しています。ただ、空き家は人口減少でさらにふえ続け、柴田町でも大きな社会問題になることが懸念されます。

特別措置法では、国が作成する空き家等に関する施策の基本方針を踏まえ、町の対策計画を定めることができることや、町が行う空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、必要な税制上の措置等が掲げられています。

柴田町議会でも空き家対策について質問が出され、町は国の動きを見守りながら空き家条例の制定に向けた準備検討委員会プロジェクトチームを立ち上げ、条例案の作成に着手するとの答弁でございました。特別措置法では、市町村が国の基本指針に則した空き家等対策計画を策定できることなどが規定されていますが、民間の知恵と協力を取り込みながら、経済活性化につながる空き家対策条例の作成に取り組むことはできないでしょうか。

2問目。ふるさと柴田応援寄附（ふるさと納税）について。

平成20年度にスタートしたふるさと柴田応援寄附は、平成20年度で2件、6万円、昨年の平成25年度で11件、24万5,000円でした。特典としては、はなみちゃんグッズやシクラメンの鉢

花を届けています。このふるさと納税の取り組みを、農業や商業の活性化のためにと捉える考え方をすると、実にすばらしい制度であると考えていました。第5次柴田町総合計画後期基本計画中間素案の説明の中で、行財政改革の取り組みの一つとして、ふるさと納税を民間委託にするとの説明がありました。

そこで、町は今後ふるさと納税をどのように活用していくのかをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員、大綱2点ございました。第1点の空き家等の政策でございます。

柴田町では昨年11月、行政区長の協力をいただき、管理不十分な空き家・空き地の調査を行い、関係課による連携体制を組織し、台帳整備を行っております。管理不十分な空き家・空き地の対策としてさらに詳細なデータとするため調査帳票を作成し、現地調査を行う予定です。町では、このデータをもとに空き家対策の推進に関する特別措置法の基本指針に基づき、空き家等対策計画を作成した上で、条例の整備を行ってまいります。条例の整備に当たっては、特別措置法の目的にうたわれている「空き家等の活用の促進」も視野に入れて行ってまいります。

一方、経済活性化につながるものとしては、空き家バンクを活用する方法もございます。空き家を新たな地域資源として捉えた対策案として、県内で導入している先進自治体の事例の検討と町民のニーズを把握しながら、調査研究に努めてまいります。

大綱2点目、ふるさと応援寄附金は、ふるさと納税でございますが、ふるさと応援寄附金制度はふるさと納税と言われていますが、昔住んでいたなどのゆかりのある自治体はもちろん、一度訪れて感銘を受けたり政策に共感したなど、全国どの自治体にも応援したいという気持ちを寄附という形で届けることができる制度です。その寄附額のうち、2,000円を超える額については、一定の上限まで税額から控除する仕組みをとっています。寄附をくださった方に対して、その土地の特産品を送るなどしている自治体が数多くあり、当町も今の時期シクラメンを送り、感謝の気持ちを伝えております。

平成24年に、インターネットを活用した民間のポータルサイトを開設したことで、2,000円の負担で豪華な特産品が送られてくると話題になり、一気に注目を集めました。一方当町では、昨年まで毎年10件、20万円程度の寄附が続いており、この制度をうまく活用できていない状況でございます。

そこで、この民間ポータルサイトをうまく活用し、申込受付や関係書類の送付などの事務の簡素化を図るとともに、情報発信や商品開発の支援にも民間のノウハウを提供してもらえるなどのメリットを生かしていきたいと思っております。今後、ふるさと柴田応援寄附金（ふるさと納税）の事務は、民間委託を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 桜場君、再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（桜場政行君） 空き家条例を、今後柴田町では策定をするというような、今答弁をいただきました。私は、この空き家問題は通告を出す前、そして出してから、いろいろな形でいろいろ考えさせてもらいました。この問題というのは、恐らく五、六年前あたりから議会のほうで問題になり、同僚議員も昨年、ことしと質問していました。なぜ、この空き家がどうしても条例をつくらなければならないのか。基本的に、条例をつくらなければ、はっきり言って動けないような、今空き家が社会問題化している。これは、全国的にそうです。

いろいろな人に話を聞いたら、ある私の先輩で今65歳過ぎの方がいました。たまたま同じ会社の方で、五、六人一緒に家を買ったと。実際、「俺もさ、あれなんだよね。子供たちは家にいないし、あと20年したら、はっきり言ってここ誰もいなくなるんだよな。この五、六軒、誰もいなくなる」。別なところで聞いても、同じような状況が続いている。本当にこの空き家問題は、まず条例をつくらないことには一歩進まないということで、改めて聞きます。空き家条例はいつごろ策定しますか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（鎌田和夫君） 国のほうも、ようやくことしの11月19日に特別措置法という形でもって法律ができました。施行するのは来年の6月を目標にしているというようなことです。今後は、これらの補足説明的なこともあると思うんですけども、施行令もあわせて発表になるかと思えます。その内容を見ながら、私のほうではそれをベースにしながら条例化に向けるというようなことです。来年度の作業にしたいと思っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 2番（桜場政行君） 来年度に作業を開始するということですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。
- 町民環境課長（鎌田和夫君） そのように考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 2番（桜場政行君） 全国の市町村を見ると、それぞれの地域で空き家条例をつくっている地

域がございます。その中でも、三百何十件という市町村がつくっている段階で、この条例はちょっと条文が甘いというか、はっきり言って空き家対策にはなっていないと。ただ、ある市の条例を見たら、ある程度国が示す前、今示しているんですけども、特別措置法の概要なんかは、それと同じような条例をつくっているんです。来年あたりから動き出すんじゃなくて、さっき言ったとおりにこの空き家条例を早くつくらないことには、一步も二歩も動けない。そういう状況の中で、来年つくるんじゃなくて、大分前からお話が出ている状況。だとしたら担当課としては、恐らくこういった概要で来るんだろうというのは予想して、措置法が決まった段階で「じゃあ、すぐ動くぞ」という体制はできていなかったんですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 条文については、そのような時期につくりたいと思っているんですけども、今の状況では昨年11月に行政区長のほうから、行政区内の管理不十分な空き家というふうな形でもって、リストアップされております。私のほうとすれば関係課、例えば防犯的なことを指導するまちづくり政策課とか、総務のほうであれば防火的なことであるとか防災的なことであるとか、あとは建物が倒壊するとかそういう危険度的なことについての助言とかは都市建設課とかです。関係課が動けるように、今帳票を作成しております。つまりは、一つの物件で多数の課があちこち動くよりも、やはり帳票をきちんとして、それぞれ閲覧もできる、入力もできるというような体制でおります。細かな例えば数字等については、やはり施行令が出てからしっかりした条例となるものと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） それでは、昨年空き家が25年度で115件ということでした。26年度で把握している空き家は、これふえているんですか、減っているんでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 26年度については、再度調査はしていないんですけども、ただ今のご時世から言いますと、やはりふえるというような数になっていると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 昨年区長にお願いをして、空き家の調査をしたということです。その115件、それぞれ行政区ごとに何件という数字が出ていると。それは、もちろんお手伝いをしてもらった区長の方には、その数字はお見せしていますか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 各行政区ごとに私のほうで取りまとめていまして、それぞれの行政区には何件あるというようなことは、把握しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 済みません。区長のほうにはその数字は、ちゃんとお知らせしていますか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） それぞれの空き家が生じているような行政区長のほうは、同じデータを持っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） それならいいと思うんです。空き家に関しては、本当に空き家だけじゃなくて、さっき初めに言いましたけれども、やっぱり70歳、80歳過ぎた方たちが「私たち死んだら、どうするの」と。家族がいない、親戚いないという人たちが、困っている人がいるんです。恐らく来年から調査が入る段階で、空き家は空き家でしっかりと管理をする、区長にお願いするんだったらやっぱりちょっと、子供たちがしっかりしている、わかっているという人たちはいいんですけれども、ちょっと子供たちもいない、高齢者の2人、もしくはひとり、恐らくそういう人たちの家も管理していたほうが、恐らく今後いろいろな形で使えると思うんです。だから、そういう協力をする面では、やっぱりこれから区長会があったときに、もしかするとそういうお話もありますよというような話もしたし、そういう空き家のほかに、いずれ空き家になるようなところも、しっかり区長に調査をしてもらおうということとはできないですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） それは、やはり行政区内の実情をよく知っている区長と連携プレーとりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） じゃあ、その辺はよろしくお話を申し上げます。

それから、町としては経済活性化のほうで、空き家バンクというなお話がありました。

町のほうとしては、この空き家バンクをどのような使い方をして、それがどの程度の経済効果があるのか、わかる範囲でいいのでお答え願います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回の特措法の内容を見ますと、まず本当に適正管理できない空き家が原則で、どうするのというような対応なんです。先ほど来からの議員のお話を

聞いていまして、将来今後発生する空き家もあるだろうと。やっぱりそういうようなものも踏まえた中で、活用を考えていくべきだろうというふうには思っております。その中で、例えば空き家バンクというようなところの視点についても、やっぱりいろいろな形で今後発生する空き家もあるだろう。そういうようなものも踏まえた中で、トータル的に適正管理できない空き家だけではなく、ちょっとその辺の範囲を広げたところでバンクを考えていきたいというふうには考えております。

それから、当然これから重要となるのは、やはり高齢者というようなところで、実は町内のある行政区から相談がありました。ある行政区のほうで、今、私たちは元気なんだけど、今後みんな高齢化になってくる。そうすると、こういう住宅、自宅を維持できない。それで、地域としてどういような使い方ができるかという、それを区民挙げて勉強会、そして計画づくりをしよう。たまたま、その母体として高齢者の集うコミュニティとか福祉施設を、この地区に空き家を活用してできるんじゃないとか、こういうような議論を今地域の中で危機感を持っているところは、ことしから準備しようというふうに動き出していますので、そういうところをまず参考にしながら、モデル的にまず全町につなげていけばいいかというところで、今その辺の行政区の支援を始めているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） その活動というのはとてもいいことだし、実際私もそれが必要かと思いましたが。この空き家問題に関しては、家族のいる方はやっぱり親子で「この家、将来どうするのや」と、そういう話の場をすることであり、その家族の中でしっかりと残された家をどうするかというのを話し合うのも大事。そういう習慣づけするのも大事。また、ちょっといろいろ調べてみると、空き家をなぜ空き家にするんですかというデータをちょっと見てみたら、7割が「何となく」という情報が出ている。「何となく」、7割の人。その「何となく」って一体何だろうと思ったら、基本的には相談する相手がないということ。そういった意味では、僕は空き家バンクはひとつそういった面では7割いる「何となく」という面では、空き家バンクは空き家バンクでそれは効果があると思います。

ただ、どうしても空き家バンクだけでは、はっきり言って空き家対策にはならないと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、再三県のほうに相談を持ちかけていました。やっと県も本腰を入れて、来年度から市町村振興交付金の中に、ソフト事業・ハード事業というよ

うなメニューを創設していただきました。実は、空き家バンクの窓口開設、そして相談窓口、そしてそれをどのような形で民間につなぐかというような、ソフト的なまず支援は今までありました。その一歩先、では実際こちらに来た場合、どのような支援ができるというハード事業がありませんでした。それが、27年からソフトとハードが一体で、県のほうも具体的に支援をしてくれると。そういうような動きが出てきておりますので、今回条例をつくる中において、この辺も議論した中で活用事例なんかを条文の中に入れ込めるというような形になるか、それとも別枠になるか。とりあえずそういうような生かし方も、国県もそういうような体制がつくられてきていますので、ぜひその辺も活用していきたいと思います。特に、相談窓口というか、相談するところが必要だろうと、そういう認識は持っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） ちょっと話変わります。

例えば、老朽化した家が子供たちが通う通学路に、本当に危ない状況だと。いろいろな台帳を調べても、ちょっと持ち主が結果的には見つからないと。そういう場合、強制代執行しなきゃならないような状況で、やったときの費用は、どなたが払うような形になるのか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） あくまでも、家屋というのは私有財産です。基本的には、その所有者もしくは管理者のほうに負担を求めます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） だから取れない場合、払えない場合です。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） そうしますと、所有者及び管理者にかわりまして、町がやらざるを得ないのかという感じがします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 恐らく、今後空き家に関してはそういう事例がいっぱい出てくる。今、日本全国でも100以下で、何か強制代執行をやっているみたいですが。前の総務課長の話だと「4件くらいかな」と言ったんですけども、もっとあるみたいな数字でございます。だからそう考えると、例えば空き家バンクをつくる、そして空き家条例をつくる。じゃあ、果たしてこれが本当に空き家対策になるのかなと思ったときに、強制代執行をやったときに恐らく大きさによって違うけれども、今何百万円というお金がかかると思うんです。だから、行政でできる範囲は条例をつくって、「ここまでは行政がやります」と。だとしたら、やっぱり僕はここ

で民間の力を借りるべきじゃないかと思うんです。

例えば、リフォーム関係とか不動産関係、そして不動産会社とか、そこに不動産コンサルタント、そういう方たち。もちろん、行政区長なんかにも入っていただけると。そこで、その物件物件、空き家に関してはケースバイケース、いろいろな場所にあり、建物の傷み具合もありますけれども、そういうところを、僕勝手に名前つけたんですよ、「空き家再利用管理センター」みたいな感じのものをつくって、例えばそういった空き家になっている家をそれぞれ見てもらって、その管理センターの方たちに「何とかしてくれ」と。もしかすると、今僕の提案しているのは、空き家は壊すんじゃなくて再利用が条件です、再利用。

ところが、例えば空き家バンクつくったって、基本的に町のほうで「空き家、ここにありません」と。じゃあ借りたい人が来たときに、結局不動産に回して、そこで終わりなんです。ただ、よさもあります。やっぱり行政がバックについているんで、取引上問題はないだろうと、そういうメリットはあるんですけれども、なかなかそれだけでは今後大幅な空き家が出てくる中で、こういった管理センターをつくって、とにかく運営費は町が出しますと。ただし、リフォーム代とかそういった面は、やっぱりプロが集まれば情報だってやり方だって、いっぱいあると思うんです。そういった新しいセンターをつくっていけば、もしかするとこの空き家問題は柴田に関しては早く進めば、もしかすると全国でも先進的な空き家に関する進み方ができるような感じがするんです。町長、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくりですか、町長ですか。町長。

○町長（滝口 茂君） 桜場議員がおっしゃることは、当然だというふうに思います。そういうふうになればいいなというふうに思いますが、実際に執行する際に世の中の動きを見てみますと、まずは借りる人がいないとだめだということでございます。そのためには、人口がふえないといけないという大前提がございまして。柴田町は、今人口がふえてきております。そのときに、今どういう経済状況が起きているかという、空き家も需用にあると思うんですが、アパートラッシュでございまして。ということは、新しいきれいなところでないと、若い人は入らないという現実がございまして。ですから、役所がそういう管理センターをつくっても、どんどん柴田町で新しい住宅を越えて、もう「リフォームしたところでもいい」という需用がないと、最初がいいんですがうまくいかないのではないかというふうに思っております。

もう一つは、なぜ空き家を利用されないかという、やっぱりリフォームしたり面倒だから、業者は手を出さないということもございまして。じゃあ、それを町でやったらいいんじゃないかという話になるんですが、1件、2件、何件かなら可能だと思うんですが、これが何百件

となってきましたと、果たして財政的にどうなのかという問題も実は起きます。ですから、理論上はおっしゃるとおりなんで、それを執行するときにはいろいろな問題を解決しなければならないというふうに思っております。

もう一つは、この空き家をお持ちの方が、全て誰に委託するかわかりませんが権利関係、これをきちっとして、白紙の段階であと何も言わないと、こういう意識がないと、うまくマッチングができないんじゃないかというふうに思っております。やはりこういう不動産取引は、議員おっしゃったように不動産会社が毎日見ているわけですから、役所は側面からは支援しますけれども、空き家バンクというところをつくったとしても、うまくいかないんじゃないかと。ですから、役所のやるところは、逆に言うともう管理ができないところなんです。強制執行できるような体制づくりのほうが大事だというふうに思っております。

条例をつくりました。いざ、実際に執行しますと。実は強制執行というのは、簡単に言葉で言うんですが、それは簡単でないんです、これ。いろいろな書類をつくらなければなりません、人の財産勝手に処分するので。それは、相当の法的な訓練をしないといけないし、それから体制を、職員を確保しなきゃない。ですから、今の状態ではすぐにこの条例を執行できる体制がないので、来年27年度その体制を含めて、役所は管理できないほうにウェートを置いて、管理できて再利用できるものについてはやはり不動産会社等々、地主さんと相談してやっていかなきゃないのが、私は現実的な対応にならざるを得ないのではないかというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 補足したいと思います。

実は、今回条例をつくるに当たって、一つのルールが国から示されています。というのは空き家等対策計画、これを市町村で今後どのような考え方で、まず計画づくりをしなくてはなりません。これについての対象とする家屋を、どこまでにするのか。そして、この計画はいつまでするのか。そして、これをどのような形で活用するのかという、まず計画づくりが条例の条文の中に出てくるところです。

それから、あと実際的にこれらを今度は相談というか協議するところを、協議会という新たな組織をつくらなくちゃない。その中には、先ほど来から桜場議員提案するような不動産業者、建築士、そういうような専門職の方も入れた中で町の空き家等の対策計画が話し合われてくるというような流れになっております。

それから、あと財源的な措置なんですけど、特措法の15条の中においても、今までいろいろな

自治体で代執行しても、強制執行してもなかなかお金が入ってこないというか、そういうようなところで今回国は財政上の措置及び税制上の措置ということで、新たな形で国は制度化しているんだろうと思います。ただ、これの政令がまだ出てきていないものですから、具体的にはこの場では報告できないというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今説明あったのは、私も承知していました。それで町長の答弁を聞くと、何か町がやるんじゃないんです。基本的には、言い方悪かったかな、運営上のお金は町が補助金としてやる。今言った4団体もしくは5団体のメンバーを、別会社にする。この人たちは、全て商売になるんです。民間というのは、基本商売になると本気でやるんです、みんな。私もずっと商売やっていましたけれども。

だから、行政ではできない分を、この民間のそれぞれのプロたちの集団が集まれば農村部だって、先ほど斎藤議員言いました、Uターンで地元で50代の50%の人が帰りたいとか、そういう数字言っていました。それこそあれです、地方再生戦略です。やっぱり、それぞれの地域の独自性を出して、いろいろな政策を打った地域に金出しますと言っているんじゃないですか。そういった提案を思い切ってやってないことには、空き家問題っていうのは解決しないんです。

ただ、一発目にきょう初めて言ったんです。これは、でも今の答弁で少しあきらめますけれども、今の私のこの提案というのは、少しは考える余地があるのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 本当に、ワーキンググループというかプロジェクトチームの中で、貴重な意見というようなところで議論をさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） じゃあ、空き家に関してはそのくらいにしておきます。ただ、自分なりに考えて、空き家対策はこういう形のほうが将来スムーズにいくのかなと。ただ、これをしっかりした体制にするには、すごい時間がかかると思うんです、その協力団体も含めて。だからこれは長引けば長引くほど、本当に間もなく大きな社会問題化する。そういった中で、柴田町は「もう先に進めて、よかったな」みたいな感じになればいいなと思って、質問しました。これに関しては、今後とも考えてほしいと思います。

それでは、ふるさと応援寄附金でございます。先ほど答弁の中で、民間委託という話が出て

いました。具体的にどんなふうに考えているのか、お話しいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今の事務の流れをご説明申し上げたいと思います。

今ふるさと納税、柴田町の場合は町のホームページに掲載して、それにヒットしていただいた方、それと過去に町に納付をしていただいた方、そういうふうなところのPRと情報の提供でやってきた現状があります。今回、たまたまなんですけれども、実は民間のホームページの中で「ふるさと納税」というようなサイトが開設されたと。それを今度は冊子として、出版の書籍として本で売り出しをされたというような状況です。それで、いろいろな市町村においての特産品、コンテストじゃないんですが、「こういうようなものを行っているよ」というようなものが、今全国的に「見える化」じゃないんですが、見える方向になってきた状況になっております。

ですから、ぜひそういうようなところ、我々ができない部分について民間の力、そして民間の持っているシステム、そういうようなものを使いたいというところで今考えているところです。実際的には、事務から受け付け、そして実際にお金の授受、そして領収書の発行、そして記念品の送付、ここまで全て今まちづくり政策課でやっております。その実際的な作業形態まで含めたところで、全て外注をしたいというふうに考えておりました。

その効果としてどういうことかと言いますと、今現在柴田町において、先ほど来からいろいろな商品開発とか、いろいろな形で言われております。そういうような中において、やっぱり商品開発するものについても、なかなか職員では情報が取れない。どれとどれを結びつけていかかわからない。そういうことであれば、やはり民間の力を借りたほうがいいたろうというところで、今回今考えているのは商品開発、情報発信、そういうようなものも含めたところで全てを包括で委託をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今課長が答弁なされた内容、これふるさと応援寄附金に関しては、大事なことだと思います。私、町長がお友達でいる町長のところへ、ちょっと顔出してきたんです。山形の三川町、阿部誠町長は何か滝口さんに大分お世話になっておるようです。ここが、約人口7,000人ちょっとなんです。本当に、面積も33平方キロメートル、柴田町の半分くらい。山もなければ川もない、去年のふるさと納税の金額が77万円だと。それで、4月から改めてふるさと納税始めたんですけれども、それが半年前にふるさと納税倍增計画というようなことをやって、柴田で言うならまちづくり政策課の班長という人が、1人でちょっと先進地視察

とか何件か行って立ち上げて、ほとんど1人で立ち上げたんです。それで立ち上げて、なんと4月からだから11月までに1億円超していると言うんです。1億円超しているというのは、このふるさと納税で返礼品というか、そういったもので大層なものがあるんだろうなと思っていろいろ聞いてみたら、「いや、うちはだから、山もなければ川もないんで、何もありません」と。あるのは米、つや姫だそうです、つや姫。

ただし、このふるさと納税というのは1万円の寄附をする、そういったマニアが全国にいっぱいいるんですって。だから5,000円を対象にするんじゃなくて、1万円の寄附を対象にして送料とか荷造りとかそういうものを含めて、品物も含めて、半額の5,000円くらいにしたんです。ほかの地域を見ると、トータルで3,000円くらいの返礼品を送ったということで、そこからトータル5,000円ということは、つや姫にプラスアルファパックライスを五つ、六つ。だから、ここ差別化なんですって、差別化。ちょっと差別化した。

4月にスタートして、町のホームページに載せたそうです。それでも4月は、125万円くらいになったんです。ところが、急に全国からふるさと納税の寄附が集まったそうなんです。5月から急に、5月が300万円で、6月が1,000万円で、7月が3,000万円という数字になってきたんです。「これ、一体どういうことですか」と言ったら、たまたまなんですけれどもSNSを使った「ふるさとチョイス」、これにアップした途端にぐっと数字が上がった。大層金かかるのかなと思ったら、当初無料でやっていただけなんです。若干かかるんですけど。だから、大したそんなかからない。だから、柴田町でも僕は外部委託しなくても、退職をなされた再任用の方でもいいし、もしくは何人かバイトでもいいので誘っても、ノウハウさえしっかりやれば本当に面白い数字が上がっているんです。柴田には米がある、野菜はある、いろいろユズだってあるし、面白いかなと思うんです。ましてや、米はいろいろちょっと問題があるかもしれないけれども、戸別補償でいろいろな産直あるじゃないですか。本来からいうと、農協にお任せすれば一番いいんですけれども、それぞれ柴田町にある産直をやっている方たちに協力体制をもらって、米はどのくらい出せますかと、その辺調べて。

この三川町は、限定しなかったんです、米に関しては。だから数字がバーッといったんですけれども。だから、今になって供給とか発送のほうで大分苦労しているみたいです。ただ荷造り・発送までは、その農家の方をお願いをする。そこまでしっかり指導してやってみたい。だからこの取り組み方、本当におもしろいんです、本気でやれば。ただしやっぱり当初なんで、ある程度商品の供給量もあるんで、ある程度目標を年間3,000万円だったら3,000万円くらいにして、そういったものを農業とか商業やっている方たちに、やったらおもしろい大きな事業で

す。

農業だけじゃなくて、柴田町にある、まあ腐るものはまずいです。やっぱり1週間くらいで腐るものはまずいんですけれども、例えばお菓子の詰め合わせ、それぞれのお菓子の詰め合わせで例えば5,000円、トータル5,000円だから中身は恐らく3,500円から4,000円くらいになると思いますけれども。そういう取り組み方をしたら、恐らく、ずっと数字が上がる。ましてや、このふるさと納税の特徴というのは、その町がいかにか、どんな政策とか生活面でどんな形で頑張っているかという、そういうのがあるんです。僕は、柴田町の取り組みは観光のまちづくりから始めて、いろいろな形でやっていると思う。だから、お金もうけじゃなくて町のPR等も含めた商業と農業の活性化という取り組み方をしたら、ものすごくいいと思います。その辺、積極的にやってほしいと思いますけれども、どうですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まさに、今考えているのはその手法です。そして具体的には、実は商品開発についてもきょうの河北新報でごらんになったかと思いますが、女川産品カタログ販売というようなところで、いろいろな団体とコラボしてつくっていると。こういうようなものも、今回民間の力を借りた中でカタログもつくろうと。それも、1万部をこの委託の中で業者が商品を選びつけ、そして地元の農家とかそういうところに行って、話をしながら商品開発をしてくれるとか、そういう交渉まで含めたところで全て包括的に委託を受けるといふ、そういう新たなシステムが出てきたものですから、ぜひそれは活用すべきだろうと。

昨日もそうなんですが、よそからの力を借りるといふのも一つの手だろうというようなところで、これを今回具体的に行革の中でというか、職員の事務の軽減も含めて、あとタウンセールスも拡大させていくというようなところで考えておりました。カタログ1万部については、できれば今回花見客がいっぱい来ます、外から。そこに間に合うようにカタログ制作をしたいとは思っているんですが、なかなか予算も通っていないものですから、ことしは難しいのかなと思います。ただ、そういう形でいろいろなイベントでも、町のふるさと納税のためのカタログなんかもひとつ配ることも、配布しながら町のPRにも努められる、そういうようなことを民間と一体的にやっっていこうと。そういうようなシステムづくりを、27年動き出しますということなんです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 町が本当に積極的にこの制度を活用して、やってくれるということを確認しました。ただ、一つやっぱりもちろん返礼品というか特産品に関しては、柴田町、お米は

どの程度1万円に対してやれるのかわかりませんが、農業従事者に関してはなるべく町は高い値段で買っていただき、阿部誠町長もそう言っていた。

先ほど町長が、特産品、特産品と言いますが、地元の商品をブランド化するというのがこれから必要だという話、それも絶対いいと思うんです。ところが菓匠三全なんて、ある芸能人が食べて口コミで広がって、あんなふうに大きくなったんです。例えば今柴田町にある、槻木でも船岡でも、お菓子屋さんとかそういうところがあります。そういった商品をそういった返礼品で送って、もしかすると「これ、うまくないか」とかって言われて、口コミでもしかすると広がって、ブランド化する可能性があるんです。本当に夢が膨らむというか、本当にいい政策なんで、一生懸命取り組んでいただき、取り組む上で中間報告などもいただければと思いますけれども、課長どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 行いたいと思います。

たまたま、実はきのう議会終わって帰ってきましたら、「本を見た。柴田町、シクラメンをいただける」、そういうことで2件の応募ありまして、2万円寄附をしないと。そういうように、もう本当にいろいろなメディアを使いながらやっぱり柴田町をPRすれば、それなりの効果はあるのかなというように思っていますので、27年はもう少し規模を拡大して実施したいと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○2番（桜場政行君） 終わります。

○議長（加藤克明君） これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

1時55分から再開します。

午後1時42分 休 憩

午後1時55分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問者、秋本好則君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認いただきたいと思います。

それでは、4番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

再び商店街の振興策を問う。

商店街の魅力について調査をしたものを読んだことがあります。商店街の魅力のトップに挙げられていたのは、「歩いて買い物をする」ということでした。翻って柴田町の中心部を見たときに、「商店街」と言えるものかという不安が出てまいりました。

柴田町の商店街振興の施策として、平成16年6月に決定しました「しばた商工振興ビジョン」があります。策定フローを見ますと、町の商工関係者へのヒアリングから現状分析、県の商工関係者へのヒアリングを経て、基礎調査報告書を作成し、柴田町商工振興審議会にかけられてビジョンとして決定しています。当時の議会にも内容の説明をしているようです。内容は、「魅力ある新産業の創出と人材育成」をキャッチフレーズに掲げて、食、情報、環境、生活文化の分野でのミッションを計画しています。商業の振興策では、「しばたビジネスサポートセンター」の整備や、インキュベート機能を持つ「総合交流拠点」の計画が書かれています。計画期間は、平成16年からおおむね10年となっていますので、今年度が最終年度になると思います。

そこで、商店街の振興に関し、次の点を質問いたします。

1) 年度途中での見直しをして計画を進めると書かれておりますが、どのような見直しが行われたのでしょうか。

2) 今年度が最終年度になっていますが、どのように総括し、評価するのでしょうか。

3) 平成13年度策定の新長期計画に基づき、具体的な施策展開をするためにつくるというような位置づけをなされておりますが、今回の後期基本計画ではこれをどのように扱うのでしょうか。

4) 今後の商工振興ビジョンはどのようにするのでしょうか。そして、その実行主体と体制はどのようになるのでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、商店街関係で4点ございました。随時お答えします。

「しばた商工振興ビジョン」は、柴田町・村田町・大河原町の3町による合併を協議している最中の平成16年6月に策定いたしました。合併後も、持続・発展可能な「しばたの商工業」

を目指して施策をされたことから、事業の中身は合併後に実施すべき施策も盛り込まれていました。しかし、平成17年3月に合併協議会が解散となり、さらに厳しい財政状況や地域経済の状況を背景に、簡素で効率的な行財政運営に努めなければならなくなり、平成18年4月から平成22年4月まで、行財政改革を優先に進めたため、新たな事業は抑制せざるを得ませんでした。

このような町の財政運営が大変厳しい状況に陥ったこともあり、「しばた商工振興ビジョン」を見直し、平成23年4月に策定した第5次柴田町総合計画の地域循環型経済の推進の中に集約し、新たに「観光まちづくりの推進」「農商工連携によるものづくり」「地域産業の活性化」「労働・雇用対策の充実」「社会事業のビジネス化」の5つの施策に組みかえを行いました。

2点目。「しばた商工振興ビジョン」は、平成23年4月策定の第5次柴田町総合計画前期基本計画に移行しましたが、施策実現に向けて戦略的に取り組むべき主な事業概要を、「地域産業資源情報提供」「しばた新成長産業創出」「観光産業振興」「産業人材の育成」の4つに分けて事業着手することにしていましたので、現在の取り組み状況をそれぞれの事業概要に分けて評価してみました。

「地域産業資源情報提供」については、町内企業等情報データベースを作成いたしました。地域産業資源情報提供基礎調査ですが、ことし6月から柴田町空き工場用地等情報事業を開始し、町ホームページに掲載を行っております。また、中心市街地の空き店舗等の有効活用のための調査については、平成25年度から空き店舗を活用した起業家支援事業を実施、空き店舗調査と空き店舗活用のための勉強会を開催しています。

次に、「しばた新成長産業創出」ですが、産学官ネットワーク形成については町内工場等連絡協議会、商工会、観光物産協会、町の4団体による情報交換会が定期的に行われるようになりました。産業創出のための支援事業である「(仮称)しばたビジネスセンター」は、専門の相談員等の配置の問題から整備されておられません。

「観光産業振興」については、商工会の青年部による「B級グルメ」や女性部による「招福まつり」「匠まつり」等の町民主催によるイベントが開催されるようになり、ハード面でも船岡城址公園に観光物産交流館、さくらの里や樅ノ木は残った展望デッキ等の観光施設が整備され、集客力が高まっています。

「産業人材の育成」ですが、人材育成と雇用対策として商工会の活用と機能強化による事業者への支援の充実とありますが、商工会による巡回訪問や経営全般に関する講習会、指導相談

会が行われ、事業者の経営力の強化、支援が図られています。また、職業訓練センターでは求職者を対象に再就職に必要な技能・知識を習得できるような講習会を開催し、就業支援が行われています。

以上のように、「しばた新成長産業創出」については、しばたビジネスサポートセンターのように整備ができなかった部分もありますが、「地域産業支援情報提供」や「産業人材の育成」についてはおおむね「しばた商工振興ビジョン」に基づき事業が進み、特に「観光産業振興」については計画以上に事業が進んだと思われます。

3点目。商工振興施策は平成23年4月に策定した第5次柴田町総合計画の前期計画に移行し、実施計画の中で進められていることから、後期基本計画においても同様の取り扱いとなります。

4点目。現在町が実施している商工振興施策は、第5次総合計画をもとに実施されていることから、「しばた商工振興ビジョン」ではなく、基本計画で定めた個別政策の実効性をより具体的に示した実行計画の中で推進していくべきと考えております。なお、実施計画の中には「しばた商工振興ビジョン」に載っていない事業も予算を確保して、実施しています。現在策定を進めている第5次総合計画後期基本計画でも、商工業の振興施策の推進に関して商工会、観光物産協会、町内工場等連絡協議会、職業訓練センターなどの関係機関と連携を図り、商工業事業者の皆さんの声に耳を傾けながら行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 再質問の前に、お配りいたしましたグラフ、資料についてちょっと説明させていただきたいと思います。これをベースに話していきたいと思います。

左側の上のほうの折れ線グラフなんですが、これは商業統計、県のほうのホームページから取りました。データとするとちょっと数が少ないんですけども、いわゆる500平方メートル超えるという大型店舗の部分とそれ以外の中小の店舗という形で、販売額、売り上げ、面積、店舗数、そういったことをちょっと比べてみました。

判例のほうがちよっと逆になっちゃっているんですけども、右上がりになっているやつが、これは500平方メートルを超える大型店舗の件です。それ以外が中小のほうなんですが、このオレンジ色、これは500平方メートルを超える大型店の販売額です。平成11年を基準にしまして、平成19年で約3倍に膨れ上がっております。それ以外の中小のほうの売り上げ、これはモスグリーンなんですけれども、この部分は約半分、0.5くらいまで下がっています。全体

の販売、柴田町全体の売り上げがどのくらいなのかという点、これはほぼ横ばいなんです。平成19年のほうで0.8くらい下がっておりますが、この部分はこの下のほうの課税対象額、これを比べてみますと赤い線を引いたところがこの上の折れ線グラフの範囲なんです、全体的な課税対象額が減ってきておりますので、その分全体の販売額が減ってきているのと、ほぼ連動するんです。

そうすると、柴田町としての購買力というのは落ちていないんです。落ちていないんですけれども、ほとんどが大型店のほうに持っていかれちゃっている、これが今の現状だと思うんです。これを踏まえた上で質問に移らせていただきたいと思います。

今の町長のお答えを聞いておりますと、総合計画のほうに内容が移ったので、このビジョンについてはやっていないという話に集約されるのかと思うんですが、産業建設常任委員会のほうで聞きましたところ、やっぱり同じようなことでした。ただその中で、この商工ビジョンにつきましては3町の合併という書き方はされていないんです。同時に進められたかもしれませんが、合併したからこれをする」「合併しないからやらない」ということは、どこにも書いていない。そして、これを実行するときには短期的プランと長期的プランに優先順位をつけながら、そして実行レベルでの検討をやっていくということになっているんですけれども。その部分についてどのような検討をされ、これは今もまだホームページに出ているんです。ですから、これを中止したというのであれば、これを何らかの形で廃棄するなりしなくちゃいけないと思うんです。それをせずに、今もホームページに出して、柴田町はこれですやという形をやっていくというふうには私は受け取るんですけれども、その理由はどういうことなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） まず、ホームページの件なんですけれども、一応この期間が10年ということで目標年度を定めていることから、今年度まで一応ホームページのほうに掲載していると。ただその中身につきましては、先ほど町長のほうの答弁ありましたとおり、第5次総合計画が今動いておりますけれども、その計画のほうに移行したといいますか、変わっているというふうなことで、ホームページにはただビジョンとしてはまだ今のところ挙げていますので。ただ、来年についてはこのホームページからは外していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 平成23年度の総合計画のところを組み込んだということなんです、それはどこかに決定する、住民自治条例によりますと政策の決定課程を明らかにしなさいという

ふうに書いてあるんですけども、このビジョンをそのように移すということはどこかに出ている、どういうふうな形でこれを決定していったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） それは、どうしても書面なり何なりで説明しているのではないんですけども、あくまで時代背景といいますか、合併から始まった時期に、先ほどの町長の答弁と同じ答弁になりますけれども、合併の話が始まった時期にこのビジョンというものがつくられまして、その後に合併がなくなりまして、その後になかなか町単独での事業を組まなくてはならなくなりました。当然、行財政改革も行われる中で、この柴田商工振興ビジョンに沿った事業ができなくなったという、その時代背景がありました。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それは、確かに今町長のお答えで全くそのとおりなんですけれども、ただこのビジョンが制定された時点、平成16年の6月に制定されていて、そしてそれも町長名という形で、「柴田町はこの方向に動くんです」ということを一般に公開しているわけです。そしてそれをやっていくと、誰でも思うわけです。だからそれをやらなくなるために、どういう手続をしたのかということなんです。ここのところの中身にも、「必要に応じて見直しを行う」と書いてあるわけですから、それは私「だめだ」と言っているわけじゃないです。こういう見直し規定もあるわけですから、それを生かしてこのビジョンについてはここで、例えば「年度途中だけれども、10年じゃなくてここで終わるよ」と。そして、「これについてはこうします」という、そういった手続が当然必要だと思うわけです。でないと、説明責任を果たしたことになるし、柴田町の商工ビジョンというのはこういう形で動くんだというふうに、一般の方々は思うわけです。それを、なぜその手続をしなかったのかということをお聞きしているんです。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そういった手続、これまでできなかったこと、やらなかったことを踏まえまして、10年という今回節目にもなりますので、今まだホームページのほうに掲載されておりますので、そのホームページから外すときにきちっと「こうこう、こういう理由でホームページのほうから外させていただきます。今この商工振興ビジョンについては、このような方向で動いています。新たな第5次長期計画の中で動くようになりました」というような文言もつけた上で発表していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） また繰り返しになるんですけども、もともと行政のあり方って、多分そこに話がっちゃうのかと思うんですけども。例えば地方自治法では、「国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本とし、地方自治体の間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定、政策の実施に当たっては地方公共団体の地域性及び自立性が十分に発揮されるようにならなければならない」という形で、柴田町というのは委ねられているという解釈をされているわけです、地方自治法によって。ですから、委ねられていることに対して、柴田町はこういう施策を持ちますと、これはもう宣言して多分行っている。それが長期計画になるし、ビジョンということになると思うんです。

これを、後からもう10年たって最終段階になってから「これやらなかったんだ。何年前に中止したんだ」というの、これ通りますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今秋本議員が、国と地方の関係の正論をお話しいただきました。当然、16年度につきましては合併を見据えてという文面が入っていたというふうに思っております。ところが、本来であれば地方を大事にすべき国のほうが、実は小泉内閣で一方的に地方交付税を5兆円減らしてくると、これは予期せぬことです。そういう国の金が減らされた中で、当然今までのハード事業はできないというようなことになりましたので、皆さんのご意見を踏まえまして23年度からある程度地域の中でやれる、そっちのほうに方向転換していったと。ですから、ビジョンを「やめる」とか「やめない」とかという、確かにそういうけじめの宣言はしませんでしたけれども、ビジョンを踏まえてできる範囲内のもは23年度に継承しておりますので、「やめた」「やめない」ではなくてできる範囲内で取り組まざるを得ない状況にあったということも、ご理解いただきたいというふうに思っております。

また、23年度の計画を立てる際には、リーマンショックという別な意味でのまた動きがあったんではないかと思っております。ですから、本来の地方自治はきちっと財源を地方自治体に安定して、中長期的に与える制度をきちっと守っていただければ、我々も計画どおりやれるんですが、急に一方的に「削ります」、こういうのはざらでございませぬ。実は、来年度も1兆2,000億円、地方創生といいながら削ると。プラス6,000億円、別枠加算で削ると。こういうものが、地方との連携のないままでやられている、これが地方自治体の姿でございませぬので、単に国から仕事が委ねられても、財源は委ねられていないと。その辺もご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに計画と違って来る、それはもう当たり前というか、当然国のほうもいろいろ厳しいでしょうから。ただ、そのためにビジョンという形で中期に途中で見直しをするということをうたっているわけです。ですから、先ほどまたちょっとお話になったんですけれども、私11月にちょっとあるところで講習を受けてきまして、そのときに「民間企業のほうと自治体の違いは何だろう」という話になっていったときに、民間であればそこで提供するサービス、そのよし悪しというものはその売りにそのまマイコール連動するんです。ですから、サービスが悪ければ売れない。売れなければ、自然に業界から淘汰されてくる、そういう世界なんです。

ですけれども、行政のほうは先に対価払うんです。サービス後払いという、先に税金という形で払われるわけです。ですから、それをどう実行するかというのは、後で説明するわけです。その講習会ではそういう話が出てきたんですけれども。ただそうなってくると、より以上に「我々はこういうことをします」ということをはっきりさせていかなければ、税金払うほうはある程度納得できないと思うんです。「こういう形で、柴田町は動くんです」、そういう形を前もって地方計画なりで出していくのが、そういう先に対価をいただくという以上、そういう考え方ができると思うんです。だから、途中で確かに「計画どおりいかなかった。だからできなかった」、それはわかります。わかるんですけれども、それに伴う説明というのは、当然その折々にされるべきだと思うんです。

ですからこの長期計画というのと、あとこのビジョンというのは、また立てようが違います。長期ビジョンというのは、理念に従ってこういう形にもっていく。その中の一部分をとって、例えば3年とか5年とか、ビジネス用語で言うとビジョンというのは5年くらいが限界ですか。そのくらいのスパンで計画をするものを、ビジョンといいます。そういったものを、総合計画に折り込んでやったから、もうそれは後から説明しなくてもいいんだということには、ちょっとイコールにならないと。またちょっと繰り返しになるんですけれども、それは誰がどういう形で「説明しなくてもいい」という判断になったのか、教えていただきたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その説明のタイミングといたしますか、「こういうふうに変わりました」という説明のタイミングだったと思うんですけれども、これまで先ほど合併の話を出したと思うんですけれども、合併の話が始まりまして、それに向けてこの商工振興ビジョンがつけられてきました。ところが、うまく合併が進まなかったものですから、町単独での事業な

り計画を進めなくちゃなくなった。そのときに、一旦見直すようなタイミングがあったのかなと思います。

また、あわせてこの第5次長期計画ですか、23年度から動いていますけれども、そのときにも「こういう長期計画に見直しました」という、「ビジョンはこういったものに組みかえました」というような、ちょっと見直しのタイミングがあったものかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ちょっと話が進まないんですけれども、私がお聞きしているのは、ビジョンというのは多分3年から5年の計画だと思うんです。そういったときに、総合計画に移るからいいんだという判断を、誰がいつの時点でされたのかということをお聞きしているんです。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 合併が頓挫したときに、これまでの政策はやっていけないと。それから、自分たちの町は自分たちでやっていかなければならない。総論でございますが、そのときに自立戦略と、そして優先順位を決めてやっていくということで、これまでの合併を前提とした政策はとれないという話はさせていただいているところでございます。ですから、その商工振興ビジョン、個々の事業については確かにおっしゃるとおり「やめます」というお答えはできておりませんが、一部自分たちの身の丈に合った商工振興政策に、23年度新たな政策に盛り込んでおりますので、その盛り込む中で皆さんへの周知というのは図られているのではないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 水掛け論になっちゃうんですけれども、私は住民自治条例もそこなんですけれども、とにかくいいこと、悪いこと、これ「誰が悪い」ということを私言っているんじゃないんです。仕組みとして、先ほど行政論的な話がありまして、先に対価を先払いしているというような状況で、「こういう形で動かします」ということを多分宣言されていると思うんです。それを変えていくときに、いい、悪いということじゃなくて、変えたら「こういうことで、この辺は変えます」ということを、何らかの形で示す必要があるし、お金を払っている納税者に対しては説明する義務があると思いますので、この辺は十分に注意していただきたいと思います。これは、行政の方々に要求すると同時に、私は一議員として、議会としてのチェック機能が十分だったのかなということも、一議員として考えていかなくちゃいけないと思っております。

ですから、これから恐らくこのビジョンというのは、ちょっと話を変えまして、このビジョンはここで終わるとして、この後期計画のほうに入れたということは、新たな商工振興ビジョンというのはもうつくらないというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、後期計画策定中ですが、その中に今回商工振興ビジョンの中で不足している部分とか、ただ全てが全てというわけにはいきませんが、この辺の中身を確認した上で盛り込めるものは盛り込んでいきたいということで、進めております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、この間いただきました中間の素案といいますか中間報告、それをちょっと見ていたんですけれども、そうすると4の3の9、4の5の1あたりで、中小企業振興資金制度の充実、あるいは中小企業振興条例の整備、受注機会の拡大ということが総合計画の中に入っているんです。こういうことは、こちらの今言いました振興ビジョンの中に入っていることを、そのまま引き継いでいるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そのとおり、ビジョンの中から必要な部分、進めていかなきゃならない部分については、この長期計画のほうに盛り込んでおります。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、振興ビジョンの中にサポートセンターというのがプロジェクトとして入っているのが、総合計画の後期のほうでは抜けているんですけれども、これをやらないというふうに踏んだ、その辺の策定の時期とか、誰がどういう理由でこのサポートセンターは要らないということ判断されたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ビジネスサポートセンターにつきましては、やはり柴田町独自のセンターとなりますと、なかなか体力的に設置をしましても、維持していくのが難しくなってくるのかなど。ということは、専門の当然弁護士なり、あるいは金融の担当の専門家、あるいは税理士、そういったものを抱え込んだ上で、いろいろな中小企業を初め支援をできるような体制が整わないと、このビジネスセンターが成り立ちませんので、そういったものについては今回長期計画のほうには入っておりませんが、ただ、いずれこのサポートセンターにかわる組織、当然県のほうでも、あと県の商工会連合会内にもそういった「よろず相談所」と

というような相談の窓口もありますので、そういったものを活用しながらビジネスサポートセンターのかわりになるものとして、相談があったときに対応していくというような形で、今回長期計画の中からは外させていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それじゃあ、先ほどの中小企業振興資金制度の充実というのが後期のほうに出ているんですけども、これは私が以前質問で取り上げました融資資金、あるいは運転資金、設備資金、そういったもののアップあるいは利率の引き下げ、そういったものというふうに取り上げてよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今現在、町のほうで出しております振興資金、そのものがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、きのうあたりからいろいろ、町長とか課長のお話を聞いていきますと、町のほうでもいろいろな動きが出てきて、例えば空き家に関してもいろいろな動きが出てきて、工場等連絡協議会から新しい提案が出てくるとか、いろいろ動きが出てきているという説明を受けていたんです。その動きを、そのまま連動していけば、これはそのままサポートセンターに近いような組織になるんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 4団体の会合については、工場等連絡協議会、あと商工会、それに観光物産協会に町と、4団体で会合を定期的に行うようになってきているんですけども、それはあくまで町をよい町にしたいというような思いを持っていただいている方が、そういった組織の中でお互い情報交換会をやっていきましょうというようなことで始まったものだから、また今議員おっしゃるビジネスサポートセンターとはちょっとニュアンスが違うのかなと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そこが、ちょっと私わかんないところなんです。というのは、これ私1回質問でも取り上げた、中小企業の振興条例について必要でないですかということで取り上げたことあるんですけども、例えば八尾市なり東大阪市、あいは大東市、いろいろな先進のところ墨田区もそうです、やっています。本当に大上段に構えた条例じゃないんです。本当に、そういったまちづくりというハード的なものじゃなくて、一緒にやってみようとい

うようなスタンスでつくられた条例なんです、どこのやつも。何か今柴田町で考えられている振興条例は、どういうふうなスタンスの条例と考えるんですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 中小企業振興条例になりますけれども、今現在県内では塩竈市とあと白石市のほうでこの条例を既につくっているんですけれども、特に白石市のほうではことしの3月に制定したばかりだということで、私もいろいろこの条例できた経緯とかちよつといろいろ確認しました。そうしましたところ、中小企業同友会という中小企業で組織する任意の団体があるんですけれども、その中でやはり熱い気持ちを持った方々から「ぜひ我々中小企業の今置かれている立場、非常に弱い立場にある。そういったものを、少しでも皆さんに理解してもらうような意味で、その中小企業振興条例、中小企業の立場、そして大企業の立場、そして町民の立場、町の立場、それぞれそういった条例の中に組み込んでいただきながら、条例の制定をお願いしたい」というようなことを、市のほうにそういった申し出がありまして、それで市のほうでも「そういう熱い思いがあるのであれば、やりましょう」というようなことでできた条例だということで聞いております。

ですから、今後当然この中小企業振興条例についても、柴田町としても理念条例ではあるんですけれども、整備というものを当然この長期計画の中にも盛りこんでおりますので、これは進めていかなければならないと思いますけれども。いずれにしても、そういった中小企業の中のやる気のある方、そういった人材を発掘しながら、そういった人たちを巻き込みながら、商工会と打ち合わせをしながら、この条例化を進めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） これ、以前私が先ほどの条例について質問したときに、町長のほうから答えとして、「例えば運転資金的援助、支援額、そういったものを満足された条例でなければ意味がないので」という返答だったんですけれども、そういったことと同じ考えですか。というか、復興資金なり運転資金なり、それを条例の中に組み込まないと振興条例というのはできない、そういうふうなイメージでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 条例については、つくり方いろいろあるかと思うんですけれども、最終的にはそういった町長が答弁しているようなことも、中に組み込みながら。ただ、あくまで中小企業振興条例というのは何のためにつくるのかというものを、再度皆さん町民の方にも理解していただかないことには、条例ができた、「何のための条例なの」というようなこ

ともなりますので、いずれ皆さんの意見、中小企業はもちろんなんですけれども、大企業の方からの意見も当然必要になってきますし、あと最終的には中小企業を束ねている商工会の意見もやっぱり反映させていかないとだめだと思いますので、いろいろな方の意見を聞きながら条例というものをまとめていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほど説明いたしました大阪府の八尾市、東大阪、大東、墨田、そういったところの条例を見ると、「そういった資金を援助するから、何しなさい」ということは一切入っていません。それ、入れなくていいんです。本当にやる気のある方々が出して行って、そして中小企業、先ほど町長は金もうけの手段が商店街だというような言い方をされていたんですけども、確かになりわいをするわけですから、生活資金を稼がなくちゃいけない。そのための商店であることは間違いないです。ただ同時に、地域コミュニティのファクターの一つであるということも間違いないし、いろいろな防災面、そういったことをこれから考えていったときに、商店街、商店とかそういったところの力というのは、非常に大きいものがあるわけです。そういったところを維持していくためということも、これはまちづくりに非常に大事だと思うんです。

そういった観点から、そういった施策に、中小企業あるいは商店街の役割を明確にしていて、それに対して自治体はどのような対応をしていくのか。これは、全部お金上げるとか補助金出すとか、そういうことじゃないんです。商店街の例えば運営とか、そういったサポートを当然頭に入れながら、まちづくりを進めていきますという、その決意表明の条例なんです。その程度でやるべきだと思いますし、本当に必要だったらそれにぶら下がる条例として、別途にそれつくればいいわけです。そういう形でやっていけばすぐにはできると思いますし。

確かに、先ほど町長言われたように工場等連絡協議会なんかで新しい提案が出てきた。そうしたら、そういう動きを取り込んで行って、それに桜場議員言われたようにいろいろな専門家が入ってくる、そして不動産屋が入ってくる。そうしてやっていけば、もうそれが振興会議になっちゃうんです。何も大上段に構えた条例でなくても、そういう小さなところから進めていくべきじゃないかと私は思っているんですけども、違いますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） おっしゃることは理解できますが、やはりこれも商店街、コミュニティの拠点になりたいという、ならなければならないというのはわかりますが、じゃあ商店街は個別のお店が成立しない限り、元気なお店が並ばない限り、商店街にはならないということで

す。幾らこちらの希望であっても、地域の人たちが商店街を活用しないから売り上げが落ちて、歯抜け状態になっていると。もし本当にコミュニティとして商店街が必要であれば、地域の人が全てとは言わないけれども、地元の商店街を活用すると、残念ながら今の商店街は面積の大きいところを集約するというのが、このデータいただいたところに、面積が狭い商店街は残念ながら今インターネットの時代で、あれもこれもお店に行っておもうというふうになったときに、店が小さいんでは置いていないんです。そういうところは、だんだん淘汰されるのが実情でございます。

ですから、全国で商店街で成功しているのは、大都市でございます。それも、若い経営者が次々新しい魅力的なお店を出して、路地裏で商売をしていると。それが回り回って若者を引きつけているのが商店街で、実際にこういう田舎の町も含めて全体の商店街である程度事業がなされているというか、繁盛しているのはわずか1%しかないということです。それだけ、個々の消費者が見向かないようになってきている。そこを、逆にコミュニティの場にするということであれば、相当そこにいる商店街の人がそういう意欲を持たない限り、幾らビジネスサポートセンターをつくったって、「これは無理だ」というふうに先ほどお答えしたのはそこでございます。

ですので、本当に商店街というのは必要なのかと、実は議論がそこまで来ております。それよりも、個々の店を応援するほうがいいのではないかなというふうになっております。これまでも、いろいろな商店街の政策やりました。アメニティタウンをやったり、イベントに補助したり、確かに一時的にはお客さんは来ますけれども、恒常的にならないのが結果として商店街の衰退につながっているというふうに思っております。ですから、ビジネスサポーターもつくる。この理念条例であれば、言葉を並べて議会に提出して「はい、つくりました」、これは簡単にできると思います。それでは、何ら意味はなさないと。やっぱりこれをつくるには、どうぞ秋本議員も地域の商店街の人と一緒に「つくろうじゃないか」と、そういう機運を盛り上げた中でつくっていくのが一番いいのではないかなと。本来であれば、実効のある条例をつくりたいんですが、そこまでいくと「じゃあ、財政支援はどうなる」こうなりますので、まずは理念条例でもつくっていきましょう。

それは地域の工業会、それから商店街の人、そこを巻き込んでまずはつくろうというのであれば、みんながいい条例がつかれるのではないかなと。一方的に条文を並べて、議会に提出して「はい、つくりました」では、結局条例はつくった、何ら地域に影響ない、そうなるので、どうぞ秋本議員も槻木の商店街まとめていただいて、ぜひとも条例づくりにご参加を

いただいて、一緒につくっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 大分、話がこっちに來たようなんですけれども。ただ私は、先ほど町長のほうから「新しい動きが出てきた」という説明があつたものですから、あるんであればその波に乗っていけば、ゼロから起こすよりも波に乗ったほうがそれだけやりやすいわけですから、そういったことも起こり得るんじゃないかという形で考えております。

ただ、先ほど言ひましたように、地域の商店、特に槻木はそうなんですけれども、本当に齒欠け状態で、商店がもう点在しているという状況なんです。これを復活させるというのは、大変な努力が要ると思うんですけれども、だからといて何もう手をこまねいていいかという、それも私は違ふような氣もするんです。できる限り応援していて、少しでも盛り上げていく、これはもう当然必要だと思ひますし、これは中小企業基本法、そこのところでも地方公共団体の役割という形できちつと法律として、例えば「地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に關し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を要する」という、ちゃんと法律になっておりますので、これに頼ることもなく、これを振りかざすこともないんですけれども、地域の商店街、あるいは商店、そういったことを復興する、地域のコミュニティを維持するということはもう当然のことだと思ひますので、やっていただきたいと思うんです。

それで、今いろいろなお話があつたんですけれども、例えばこういった商店街実態調査報告書というのがあるんですけれども、これはいろいろなデータを出していて、商工会のほうにも聞きましたら「これの作成にもお手伝ひしていますよ」という返事だつたんですけれども、これは多分ごらんになつていられると思うんですけれども、どういふふうな利用のされ方をしていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その冊子は見たことはあるんですけれども、ただその活用についてまではまだ見込んではおられません。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それの中の一部おもしろいようなのをお配りしたのが、この右側にやっている「衰退している商店街」「繁盛している商店街」、何をやっているか、ソフト面・ハード面について全国調査をやつたデータが出ていたものですから、これをちよつと載せました。こ

の中で、ちょっと一番上のほうで「商店儀」になっているんですけども、これ「商店街のソフト事業」、1字間違っておりましたので、申しわけありません。

こういった参考例がかなり出ているんです。こういったことをやっていくと、どういうふうな例えば「繁盛している」「衰退している」ところでやっていることの違いというのが、これを見ると大体推測するような感じなんです。そうするとサジェスションというか、こういうふうな方向で商店街に話をするというのいいなというのが、少し見えるような気もするんですけども、こういったことも積極的に利用されたほうが私はいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） この資料を渡していただいたときに、上の部分なんですけれども、右上の部分「商店街のソフト事業」ということで、こういったソフト事業をやっているところが繁栄している商店街ということで、一番まず下に「祭り、イベントを開催しているところ」「防犯・防災がしっかりしているところ」「環境美化のエコ活動なんかもしっかりやっているようなところ」が、繁栄しているというような商店街だというような実績もありますので、これをひとつの参考にしながら、やはりお祭りなりイベントなり、元気でにぎわいがあるところが当然お店も繁栄しているのかなというのが見えてくるので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それと、商店街活性化法というのがあって、これ平成21年から施行されていると思うんですけども、こういったものが出てきているんですけども。これをちょっと見ますと、これは商店街が申請して市町村のほうからいろいろなアドバイスなり計画、助言をしていく形なんですけれども。宮城県のほうを見ますと、当然仙台市は入っているんですが、仙台市なりあるいは白石市、名取市、岩沼市、登米市、大崎市、亘理町というのが、こういったもので商店街の活性化事業をやっているんです。

この中に、人材育成なり地域のニーズに合った空き店舗利用の支援、そういったものも入っていますし、ソフト事業を含めた商店街の活性化の支援、そういったことも全部やりますというふうにあるんですけども、こういったものを使うようにというか、紹介とかそういうことはされていないのでしょうか。柴田町がどこにも出てこないものですから。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 商店街を活性化するためには、いろいろなやり方がやっぱりあ

るかと思うんですけども、まず回答としてはそういったものにまず手は、今のところ挙げておりません。

ただ、今現在町独自で、ご存じのとおり空き店舗を活用した支援事業というものを、今商工会のほうと一緒にスタート昨年からしております、そういった中で商店街の実態といいますかそういった調査も進めながら、いろいろ情報をつかんだ上で今後空き店舗の活用について、どういうふうにしていきたいと思いますかというような話し合いも商店街の代表の方も含めながら、商工会の役員の方も一緒になって進めておりますので、そういった自分たちがまずできることからスタートしながら、そしてそれが具体化したときに、例えば「こういった空き店舗を使って、こういった事業を進めたい」とか、そういったものが見えてきた段階でいろいろな支援、県の支援もごございますし、当然国の支援もあります。そういったものを活用しながら、事業を展開していくような形にしていきたいと思います。

まずは、今商店街にとって何が必要で、何が足りないのかというものを、まずみんなで話し合いながら見つけていく、それがまず最初だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） これ、まだ概要なんですけれども、例えば25年度であれば最大3分の2の補助38.7億円というふうに出ていますし、土地を異動した場合については特別控除、そういったこともある。ほかに、融資の新設というのかなり出てきていますので、使わないのは損だと思うんです。こういった形やっっていければと思います。

あと、いろいろ先ほど町長のほうから商店街の……、続けてよろしいですか。振興について提案、いろいろ話があったんですけども、これ私今考えているところで、例えば今まちづくり推進センターが大型のショッピングセンター内にあるんですけども、地域循環経済ということ考えた場合に、ちょっと推進センターの中身についてはいろいろ私は別途にまた提案したいことがあるんですけども、設置する場所として例えばあそこのところで大型ショッピングセンターの売り上げ増にはつながるかもしれませんが、そこで売り上げ増になっても中央に全部吸収されるだけなんです。地域内で経済、回らないわけです。例えばそれを、今榎木の駅前に空き店舗がありますけれども、例えばあそこにもってくるだけで、そこのところに人が集まる。そして、そこのところで帰りに農協でショッピングしていきなり、昼になれば近くのそば屋さんで食べるとか、そういった地域が動いていく一つのきっかけにはなるんじゃないかと思うんです。そういった、「自助努力をしない商店街は、だんだんつぶれていく」と突き放すんじゃなくて、柴田町ができる範囲でそういった支援なりできるような体制をとって

くべきだと思うんです。

例えば、もう一つ。私、耐震診断を行っているんですけども、例えば耐震改修をやっていたときに、いろいろなニーズとして耐震改修というのは需用があるんです。ですけども、「なかなか全額出すんでは、ちょっとできないね」ということが、ほとんどなんです。そういった耐震改修に絡めたような形でリフォームの支援とか、そういった形にもって行って、そこに例えば地元の商店街、あるいは地元の職人さんを使う、そういったフィルターをかけてやることによって、地域の中で循環する経済を誘導していくということも一つの手だと思いますし。

例えば、今健康のポイント制度がありますけれども、地域コミュニティを大事にするのであれば、コミュニティの活動の中にポイント制をつくっていくとかすれば、側溝の掃除とか枝払いとかやっていただいたときに少しポイントが出てくるとか、もう本当にちっちゃいことでもいいんですけども、そういったやる気を起こさせることを町の施策として、ひとつ誘導ということも考えられると思うんですけども、そういったことの考えはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、議員提案というかお話のような形で、実はまちづくりもいろいろな地域に入って、いろいろな団体に入って、もう本当にアクションを起こしております。なかなか地域の方たちの動きが、「まず町がやってくれよ。あとは、それに乗るよ」と、そういうのが申しわけありませんが今現在の槻木の空き店舗活用が動かない一つの原因です。こういうようなところを、もし町がそういう拠点として設置しても、維持管理、地域で運営していただく、そういうような中においてどのような運営体制が必要かというようなことも相談申し上げたんですが、なかなか「それは、もう行政の仕事だろう」と。ですからそういうような、やっぱりちょっと議員の発言と地元の住民の意識のずれがまずあるというようなところですよ。

我々のほうもやはり当然必要だろうと、コミュニティとかいろいろな形で、やっぱりそういうようなところで考えております。とにかく新しい動きをつくりたいと、それにはいろいろな手だてをこれから導入するというようなところで、昨日も地域おこし支援隊とかそういうような、協力隊ですか、そういうように外部の人たちの協力も得ながら、町に少しウェーブを起こさせたほうがいいのかと。地元がなかなか動いてくれませんが現実です。ですから、そこを何とかやっぱり盛り上げていただかなければ、動かないだろうなというふうなのが現実的にはあるということ、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） そういう面は、私もいろいろなまちづくりを見てきたんで、実感としてわかるんですけども。ただ、石を投げてみるといいですか、少し動きを起こしてみるということが大事だと思うんです。お手伝いすることがありましたら、やっていきますので。

それと、長期計画のほうにまた話戻るんですけども、「絵に描いたもち」にしないように、選択と集中というようなそういう意識が書いてあったんですけども、そのためにはまず自分のほうの分析というか、自分の力を分析するということも必要じゃないかと思うんです。これは民間のほうの手法なんですけれどもスウォット分析、あと「S」「W」「O」「T」という形で、「S」はストレングスで「強さ」です。「W」は「弱み」、ウィークネス。「O」「T」は「機会」あるいは「驚異」、そういったことを分析して行って、今自分の持っているものは何が強いのか、どこが弱いのかと分析して行って、例えば「自分ならこれができる」というところを踏まえていくということが大事じゃないかなと思うんです。

それと、ちょっと時間がなくなってきたんですけども、例えば自分の会社がどういうふうになっているか。これある本に出ていたんですけども、鉄道会社があって、その鉄道会社を自分の会社を鉄道を使った運用、鉄道事業者というふうに見た場合と、そうじゃなくて輸送事業だというふうに見た場合で、施策が違って来ます。例えば映画会社があったとき、映画をつくるのか、それとも娯楽産業と見るかによって、大分違って来ます。そういった、これはドメインと言うんだと思うんですけども。

柴田町にはいろいろあると思うんですけども、これは町長に伺いたいんですが、こういった考えでいったときに、柴田町はどういうことだと、どういう産業というか、どういう分野だとお考えですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） なかなか難しいお答えになるかと思えます。というのは、企業のように一つの政策だけやっているわけではありません。まず、種類からいって福祉もやらなければならない、学校教育もやらなければならない、産業政策、環境政策、それから窓口業務もやらなければならないので、役場が一つの方向に政策を展開する、そこでこの強い・弱い、スウォットというんですか、その分析は当てはまらないというふうに思っております。もう一つは、今度は許認可の問題です。役場は全てまちづくりをやる、全てがそういうことではありません。許認可事務というのもございます、規制事務というのもございます。そういういろいろな要素を抱えているということです。

それから、財源です。財源が一番、まちづくりの政策を打ち出していくときに必要なものでございます。先ほど秋本議員でちょっと気にかかっていたのは、税金の前払いだというお考え、これ自体が私は間違いだというふうに思っております。というのは、93%は経常事業でございます。というのは、毎年4月1日から税金を払おうが払うまいが、町はやっていかなければならない。前払いでも何でもありません。必要なサービスを払っている、それも柴田町の町民、企業は、46%しか町長に預けていないと、こういう財政的な問題もあります。ですから、全体を含めて対象となる政策、それから中身、許認可、まちづくり等でございますし、それから簡単な計算業務も。ですから、そういうものをこの民間のスウェットに当てはめて、柴田町の特徴というのはなかなか難しいというふうに思っております。

ただ、限定してまちづくりということであれば、やはり自分たちの町の地域資源を活用して、そして多くの人を集めて元気になると、その一分野だけのまちづくりの特徴は、やっぱり自然を大事にしながら次の世代にこの豊かな柴田町を引き継いでいくと、そういう大きなコンセプトで計画を立てながらやっていくのが柴田町の特徴ではないかなというふうに思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、なかなか一つで「こうだ」と言いにくいことを、お許しいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 再々でございますけれども、住民は税金払わないというわけにいかなくて、何に使うかというのを知らないうちに払っているのが現状だと思います。

それと、先ほどのドメインの辺の話なんですけど、これ私の知り合いにエアコンの部品つくっている会社の社長がいるんです。その人は、工場で製品を出していて、工場を運営しているんですけども、その人は自分の会社を工業の会社と見ていないんです。サービス産業と見ています。あくまでお客様の満足度を第一に考える会社だというふうに考えているんです。ですから、正月休みに注文が来ても、もう従業員を起こしてやるような、そういった形が難なくとれるんです。

先ほど先払いでないですけれども、行政は違うというふうに話ありましたけれども、民間手法を通じて行政を動かしているところがあります。そして、それはいろいろところで紹介されております。ただ、ここのところ全部資料全部私預かっているんですけれども、ほかに出さないという約束で借りてきているものですからちょっと出せないですけれども。確かに民間手法を使って、経営品質をもとにした行政運営というのをやっているところがありますので、

ぜひこの折に考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（加藤克明君） これにて4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、9番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔9番 安部俊三君 登壇〕

○9番（安部俊三君） 9番安部俊三です。大綱1点質問いたします。

地方創生をどう捉え、どのように対応するのか。

人口減少の克服や地域経済活性化の基本理念を示した「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」のいわゆる地方創生関連2法が、11月21日の参議院本会議で可決、成立しました。

まち・ひと・しごと創生法は、平成27年度から5年間の人口減少対策の取り組み方針、「総合戦略」の策定を明記しています。同法は、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への一極集中を是正するため、出産や育児をしやすい環境づくりや地方での雇用創出を進めることを基本理念に掲げたものです。このことにより、都道府県と市町村には各地の実情に応じた地方版総合戦略をつくる努力義務を課し、平成28年3月まで作成するよう求めるとしています。

地方再生法の一部を改正する法律は、自治体が企業立地の促進など地域支援策を申請する場合の国の窓口を一本化し、手続を簡潔にし、負担を減らす狙いから定められたものです。

日本創成会議が公表したショッキングな2040年問題は、まだ記憶に新しいところです。宮城県で23の市町が、急激な人口減少により自治体機能の存続が難しくなる「消滅可能性都市」と報じられました。仙南2市7町では、柴田町と大河原町は該当しないということですが、安心してはだめであり、危惧する思いをどうしてもぬぐい去ることはできません。2040年問題は、柴田町に「住んでよかった」「来てよかった」「これからも住みたい」と多くの人に実感していただけるような町を目指さなければならないことを示唆したものといっても過言ではありません。

第5次柴田町総合計画後期基本計画の中間素案において、第1編、総論の第2章、柴田町の現状と求められる取組の3、時代潮流と求められる取組の（1）人口減少・少子高齢化のところで、地方創生に関することが若干記述されています。ややもすると、後期基本計画そのもの自体が地方版総合戦略ではないかと錯覚しないでもありません。しかし、地域特性を生かした具体的な政府の対策として、年総額で2,000億円程度を5年間継続して支援する構想が浮上しているなどと聞き及ぶと、きちっとした考えで地方創生に対応すべき必要性があるのではないかと思います。

以上のことから、次のことについて伺います。

1) 町では地方創生をどう捉え、どのように生かすつもりなのでしょうか。

2) 地方版総合戦略の作成は努力義務ですが、作成する考えはありますか。あるとした場合、特化した具体的な施策を持ち合わせているのでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 地方創生に関して、2点ございました。

第1点目。議員がご説明されたように、日本創成会議が公表した「消滅可能性都市」に柴田町は含まれておりませんが、柴田町でも65歳以上の老年人口の割合が平成25年の24.4%から、平成30年には29%になるとの推計結果が出されており、近い将来高齢化社会となることは間違いありません。柴田町でも、このような課題を克服するため後期基本計画を策定し、将来にわたって柴田町を持続的に発展させていくための独自の政策に、積極的に取り組むつもりでございます。その基本目標としたのが、内外から多くの人を呼び込み、にぎわいを生み出す元気なまちづくりでございます。まさに、国が掲げる地方創生の目標と町が目指す人口減少の克服と安全・安心な地域の実現は、相互に共通しております。

今後、国の長期ビジョンと総合戦略の提示を受けた後に、町の人口動向分析と将来人口推計をもとに地方版総合戦略を策定してまいります。その場合の重点政策は、後期基本計画の中間素案でお示した元気なまち創造プロジェクト「フットパスによる元気なまちづくりの推進」を考えているところでございます。

2点目。国の長期ビジョンと総合戦略は、衆議院選挙のために年内の策定の予定が1月にずれ込む見込みでございます。また、県では平成27年10月をめどに、（仮称）宮城県地方創生総合戦略を策定することとなっております。町として、国・県の施策の基本的方向性を確認し、整合性をとりながら町の地方版総合戦略を県で示した28年3月までに策定していきたいと考えております。

具体的な施策につきましては、先ほど申しましたフットパスという手法でございます。町なかを楽しみながら歩くことのできるルートの開発や、交流拠点を整備し町内での回遊性を高めたり、多彩な観光イベントを通じて交流人口を図りながら、新たな仕事おこしや雇用を生み出す地域ビジネスの創出までを見据えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） この議会でも、同僚議員が同様の質問を多数しておりますので、基本的なことだけ再質問させていただきます。

日本創成会議の自治体消滅論を、町としてどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど町長答弁したように、対象には入っていないというところなどで安心する面もありますが、実はこの基本的なデータは国勢調査のデータがもとになっております。実際的に我々の市町村においては、仙台大学という大学がありまして、18歳から22歳までの4年間若者がおります。その中で、実際的に住民登録と国勢調査のずれで、約900人が国勢調査では多くなっております。現実的には900人が少ない住民記録となっております。ですから、現実的には町としては、本当に45.1%の何もしない場合の率が出てきておりますが、現実的には実態を考えれば本当50%に近いというようなことで、危機感を持つ自治体に当てはまるのではないかというふうな形で推測はしておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 私自身は、人口減少に歯どめをかける一つの方策として、少子化対策として、特に若い世代を安心して結婚、妊娠、出産、育児、子育てができるような施策を、国と地方が一丸となって展開する以外にはないと考えておりますが、町における子育てしやすい環境づくりとして、さまざまな事業を実施しているところですが、最近の出生数と、特に妊娠・出産に係る支援事業について教えていただきたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 出生数の関係ですけれども、平成24年が303人、それから25年が302人というようなことで、実はことし11月末現在で241人ということになっております。平均で22人というようなことで、今年26年は270人程度になるんじゃないかというふうに見ているところです。

それから、妊娠・出産関係の支援の関係ですけれども、それにつきましては妊婦学級等で妊娠・出産等についての情報提供を行っております。それからあと、妊婦健康診査というふうなことで、14回費用のほう助成をしているところです。それから、あと産婦と新生児訪問というふうなことで、乳児の家庭全戸訪問、そういったものも実施しているところです。それから、さらに中学校3年生までの医療費助成というようなことで、そんな事業も実施しているところでございます。以上です。

- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（安部俊三君） 次に、地方創生について何らかの、例えば県などでの説明会的なものはあったのでしょうか。あったとすれば、その概要、要点をお伺いしたいと思います。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 11月12日に、県庁を会場として、創生連携会議というようものを招集させられて、全市町行ってきました。その中においては、どのような内容かといいますと、今回の地方創生、国はどのような動きを示しているのかというような形、そしてこれからつくるであろうというようなところのまち・ひと・しごと創生法案の概要説明、それから実際的には今回衆議院解散前にまち・ひと・しごと創生法案のほかに地域再生法案の一部改正というところで、2つの法律の改正がありました。それらの説明を受けました。

それから、実際的にはこれからの作業というようなところで、一番基本的になる戦略をつくるためのデータとして、人口分析をしてくださいというような指摘がありました。この人口分析においても、一つの手法だけではなく、地域特性というようなところを加味したところでやってくれというようなところですよ。

実は、先ほど説明しましたように、柴田町は国勢調査の数値を使えば、仙台大学の若い世代がまず限りなく、どのような形で定着するかというのが読めません。ですから、今回の基本計画でも使わせていただいたんですが、住民基本台帳をベースに人口推計しなければならないだろう。そうすると、柴田町独自の人口分析でやってください。ですから、各市町の状況によって、国で示した分析の手法が使えない、そういうようなところもあるので、そういうところは県も支援をしますと、そういうようなお話をいただきました。

それから、宮城県として総合窓口というようなところも設置しまして、いろいろと市町村の政策、戦略、そういうような窓口も一本化しますと。それから、新たに国の政策としまして、この地方創生を進めるに当たって、昨日も答弁申し上げましたが、日本版シティマネージャーということで、副町長の待遇で国家公務員を派遣しますと、そういう制度も新たに作りました。

あともう一つは、地方創生コンシェルジュです。要は、我々これから地方創生を進めるに当たってどこの部門と、どこの部署と話をしているかというのがわかりません。そこで、国においては例えば担当者を決めてあげけると。そして担当者を基準に、どこの省庁に当たってくれと、そういうような市町村に担当割を、国の組織の中でつくっていきますと。そういうような

仕組みをつくったんで、市町村で利用しますかという、そういうような説明が11月12日にありました。

それで、柴田町においては早速、翌週なんですけれども県のほうに行って、地方版の総合戦略に今回中間素案で報告を申し上げている重点プロジェクト、これを地方創生にかかわる柴田町の地方版総合戦略として載せたいというようなことで、既に相談には行っているところです。これだけ具体的に動いている市町村はまだ、県のほうからはありませんという報告を受けております。

その中において、これだけ具体的に計画が進んでいるのであれば、それでは国の調整する担当する窓口の仕組みを活用したらいいんじゃないかというようなところで、地方創生コンシェルジュというような制度を活用して、これから町が計画を進める事業についての窓口を、国に担当者を決めていただきたいというような申請を申し上げているところです。

実際的には、今後どのような形で進めるかというのは、1月に国で出てくる長期人口ビジョンと、総合戦略、その方針を得て宮城県自体が、実は宮城県がその国の方針を受けて来年の10月までに宮城県としての方針を決めたいということなんです。ですから、それを受けて、再来年の3月まで市町村でつくってくれと。柴田町のように先行しているところは、もう県を飛び越えてというか、もうそういうようなところで積極的にかかわりを支援をしながら、国との調整に入ってくださいと、こういうような流れの中で今地方創生の事業については、県・国のほうに相談を申し上げているというようなところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） そうしますと今のお話から、回答からいただいたものをちょっと整理しますと、既にもう地方版というか、柴田町の総合戦略はある程度まで来ていると。そうしますと作成するというところで、もう当然作成するというところで理解してよろしいんですか。そうしますと、最終的に来年の10月に県で方針を固めて、それ以降柴田町で固めていくというような形に理解してよろしいのでしょうか。その場合、手法とか手順とか要するに行政主導というか、そういうふう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 最終的には、県の方針を受けてということなんですけれども、実際的にはもう県も一緒につくってくれるというようなところなんです。ただ、総合戦略をつくるに当たって、一つ大きな課題があります。要は、その総合戦略をつくるに当たっての、まず原因分析。人口が今後50年間で、柴田町はどのような形で変化をするかというような

ところなんです。どこの部分に支援の政策を加えたら、現状の人口の維持とかそういうような形で、計画をつくらなくてはならないということなんです。

ですから、今人口分析をどのような形で、50年間のシミュレーションをしていいかというようなことで、今国の相談を受けたいなというように考えておりました。いろいろな形で、まず出生・死亡はいいんですが社会移動、これをどういうふうに柴田町として50年後まで推計するかという、その社会移動をどういう形で反映させるかということで、これから国の政策ができる前までにとりあえず進められるのは人口分析しかありませんので、その辺を今頭を悩ませているということです。その肉付けとして戦略プランをつくっていきたくと、その目標として示されているのが地方移住関係としてどういう政策があるか。例えば、地方雇用創出にはどのような関係があるか、先ほどの結婚・出産・子育て関係についてはどのような政策があるか。その人口分析の数値をもとに、これからこれらにかかわる政策を町として策定をしていかなければならないというようなところなんです。

ですから手順としては、全課挙げてとりあえずは今回後期基本計画を策定したように、職員的全員を参画させるような形で、まず計画づくりを進めていかなければならないだろうと。そして、やっぱり住民も入っていただくというようなことで、県については10月をめどにパブリックコメントを実施したいというような方針であります。当然、町もパブリックコメントもしくは住民懇談会等、いろいろな情報提供のツールを使いながら、その辺は早目にある程度調整しながら、町民の方に戦略プランをまず説明をしながら、意見をいただきたいと。そして平成28年の3月までに提出したいと、そういうような流れで考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 地方創生にかかわることで、ちょっとお話し申し上げますけれども、柴田町に「住んでよかった」「来てよかった」「これからも住みたい」ということは、魅力ある町にすることが究極の目標だと思います。そのためには、柴田町の持っている社会資源などにもっともっと磨きをかけていく必要があると考えます。

柴田町のキャッチフレーズ、「花のまち柴田」となっています。悪くはないと思いますが、私自身はもう一つインパクトがないように捉えています。というのは、私の強い思いなんですけれども、来年度スポーツ振興課が設置されるのではないかと、私自身も期待しているところでもあります。また、スポーツ都市宣言をしている本町でもあります。そして、総合体育館建設に向けての取り組み、総合型地域スポーツクラブの立ち上げ、またこの前説明会があったようですけれども「柴田さくらマラソン」の開催などを考慮し、今申し上げたことを勘案して、柴

田町の特性を生かした例えば「花のまち、スポーツのまち柴田」といったことにキャッチフレーズを変更する考えはないかどうか、町長に伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この人口減少問題で、やっぱり我々はきちっと現状を見つめておかなければならないと。若い人たちがどういう町に住みたいのかということでございます。もちろん、働くところが身近にあるというのは基本でございますが、それは柴田町になければならないという状況にはございません。

もう一つは、働くことでもやっぱり正規・非正規、これを国が続けている限り、私は人口はふえないというふうに思っております。ですから、やはり働く人たちが将来生活が持てるような安心できる社会に、もう一度国全体が考え直さないといけないというふうに思っております。昭和30年代、40年代、経済的には豊かではありませんでした。でも、あのときは正社員でなくても、たまたま別な仕事についても、正社員になれたんです。今は経済的に豊かなはずなのに、一旦正社員でないともう二度と、極端ですが派遣社員とかアルバイトで過ごさなきゃない。こういう社会がある限り、私はなかなか若い人たちがふえないんじゃないかと、ここに疑問1つ。

それから、やっぱりさっき言ったスポーツ、文化、消費環境都市、これに現に人が集まってきております。そういうことで、都市の魅力というのはやっぱり自然景観も大事にしながらも、そういうスポーツ文化をしなければならないというのは、十分わかっております。ですけども、町をアピールするときに「スポーツのまち」「花のまち柴田」「スポーツ」、いいんですが、やっぱり今まで私としては花でやってまいりました。花は、スポーツともかかわりあるんです。心の健康に花は大変重要でございますし、今はガーデニングブームということで若い人、女性も実はこの花を頼りに健康づくり、心の癒しとか、それから体の健康づくりをやっております。

ですから、もちろんスポーツをやらないというわけではありませんが、当面はキャッチフレーズは、せっかく「花のまち柴田」というのが外国まで知られるようになってまいりましたので、当面もちろん「花のまち柴田」をポイントを絞って戦略的に進めますが、一方でこの「花のまち柴田」はスポーツとも関係ある、健康づくりとも関係ある、そういうことで27年度からの重点プロジェクト「フットパス」による元気なまちづくりとしたのは、そこでございます。花とか景観とか、それから歩くという、そういうことで進めさせていただきたいというふうに思っております。決してスポーツをおろそかにするつもりはございません。ただ、インパクト

のあと、まあ安部議員は「余りインパクトがない」というご指摘でございますが、私としてはインパクトがあってお客様が来ておりますので、ぜひとも当面はこの「花のまち柴田」でいかせていただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 「花のまち柴田」でいくということですが、この件に関してはまたの機会にして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時23分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番